平成30年12月14日(金) 午前9時00分~午後3時39分

議会第1会議室

【出 席 委 員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、 重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ·総 務 部 池田総務部長
- 企 画 調 整 部 武藤企画調整部長
- 市民生活部 眞﨑市民生活部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長 ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○山下伸二委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、皆様にお諮りいたします。

ビデオ撮影の申し出があっておりますけれども、許可をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、撮影を許可いたします。

委員の皆様と執行部の皆様に改めて申し上げますけれども、発言される場合には必ず挙 手をして、委員長の指名を受けた後にボタンを押してください。議事録の確認が後ででき ませんので、必ず指名を受けた後にボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、本委員会の審査日程についてお伺いいたします。

お手元の審査日程案どおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないということですので、審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、本日の委員会終了までに お申し出をいただきたいというふうに思います。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、総務部以外の職員の皆様は退 出をいただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○山下伸二委員長

それでは、総務部に関する議案の審査を行います。

まず、第121号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第121号議案 専決処分について(平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)) 説明
- ○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この件については御質疑もないようですので、第121号議案の審査を終了いたします。

続きまして、第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めますけれども、歳入歳出に続いて債務負担行為、地方債補正 まで通して説明をお願いいたします。

- ◎第109号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第7号) 総務部関係分 説明
- ○山下伸二委員長

それでは、ただいまの執行部の説明に対して委員の皆様からの御質疑をお受けいたしま す。

○重松委員

資料7の6番、久保田支所ですね。ここは非常に軟弱というところで、軟弱地盤工事でどれぐらいの予算がかかったのか。そして、工期が大分おくれたと思うんですけれども、どれぐらいおくれたんですかね。そこら辺、金額まで

○財産活用課職員

軟弱地盤対策の工事費としましては、盛り土工事に3,000万円かかっています。撤去工事は今発注していまして大体1,000万円ぐらいかかっております。済みません、詳細な数字はあれですけれども。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

工期のほうなんですけれども、工期は、県事業の事業用地として提供するということで 移転整備事業を始めておりますので、県道拡幅の事業概要がリミットということで、工期 のおくれとしてはございません。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようでございますので、以上で総務部に関する議案の審

査を終了します。

続きまして、第15号報告について執行部からの説明をお願いいたします。

- ◎第15号報告 専決処分の報告について 説明
- ○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑がないようでございますので、総務部の職員の皆様は御退室いただいて 結構でございます。

- ◎執行部入れかわり
- ○山下伸二委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めますけれども、歳出に続いて債務負担行為まで通して説明を お願いいたします。

- ◎第109号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第7号) 企画調整部関係分 説明
- 〇山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

先ほどの高校生のバスの150円券なんですが、アンケートではそういう結果が出ている んでしょうが、実際バスの利用者数がアップしたという、交通局とかの実績というのはあ るんですか。

○武富企画政策課長

この利用後に事業者のほうにアンケートをしております。事業者のほうからの回答といたしましては、例えば、昭和バスについては回数券収入等、ニモカなどの収入の増加が認められると。

それから、交通局のほうでは中高生対象のノリのりバスという定期券を使われていますけれども、この売り上げが伸びたというようなことでお話は聞いております。

○千綿委員

だから、どのくらい伸びたのかということですよ。前半やったじゃないですか、ことし 当初予算に盛り込んで予算つけていたわけだから、その予算がどのくらい使ってどのくら いの伸びになったのかというのを言わないと、投資対効果とかわからないじゃないですか。 だから、アンケートだけじゃなくて、そういったことを言ってくださいということです。

○武富企画政策課長

当初予算のほうでお願いしておりました事業費といたしましては46万円、約50万円使わ

せていただいております。ノリのりワイドの販売実績で申しますと、こちらのほうが6月から約3割程度伸びておりますので、これで30万円強、その時点では伸びております。これが1カ月物、3カ月物とございますけれども、その後でいきますと、6月に約100万円ぐらいノリのりワイドの売り上げがありました。7月で180万円、8月で130万円、それから9月で170万円、10月においては250万円ということで、かなりそこの、いわゆる中高生向けの定期券の伸びというのは上がってきているかと思っております。

○千綿委員

いや、だから言っているのは、どれだけの事業費をつぎ込んで、どれだけプラスになりましたということをしないと、100万円が前年対比でどのくらい伸びているのかわからんじゃないですか、こっちは。そういうことを言っているんです。

だから、この事業費でこんだけ伸ばしたというのがわかれば言ってくださいと言っているんです。

○武富企画政策課長

高校生のノリのりワイドだけでいきますと、先ほど言いましたような金額の推移になる んですけれども、この事業によってそれがどれだけ売れたかという、高校生はその後、定 期券買いましたかという後追いのところまでは、済みすいません、とっておりませんので、 全体的な売り上げということでしているところです。

○千綿委員

いや、だから、1回やった結果がある程度伸び代があったと、だから、今回も予算をつけましたというなら話はわかるんですよ。だから、アンケートとかは、乗りたい気持ちが9割というのはあっても、実際それが本当に乗るかというのはまた別問題でしょう。だから、そこを検証していかないと、事業費に対しての効果がどうなのかというのがわからないじゃないですか。その効果を検証する部分の検証のやり方というのも考えておかないと、市民の税金を使うわけですから、そこは、こういう事業でこれだけ伸びました、交通局も増収になりました、昭和バスもメリットがありましたというのであればわかるんですが、そうじゃない。だから、そこをちゃんと調べるような、完璧に調べることはできないと思いますが、そこの数字的根拠をやっぱり言ってもらわないと、なかなか難しいわけですよ。とりあえずことしよかったから補正を組みましたと言われても、実績はどうなのかという、数字で言ってもらわないとなかなかわからない。だから、検証が100%できるとは思いませんけれども、その交通会社にも、こういう事業をやるからわかるようにしとっていただきたいというような要望もお願いして、そして検証ができるようにしないと、事業費とその効果というのは、やっぱり絶対把握しとかなきゃいけない問題でしょう。そうすると、数字の根拠が要るわけですよ、常に。そこは僕は必要だと思いますけどね。

○武富企画政策課長

御指摘いただきましたように、費用対効果、この事業でどれだけ上がったかという部分、

今回、高校生の部分については先ほど言いましたようにノリのりワイドの分で見させていただいておりました。このノリのりワイドがことしの3月から発売されております。特に中学生につきましては、来年度この事業があった際に、ことしの3月と来年の3月、もしくはことしの4月と来年の4月ということで、この事業をしたことでの差分といいますか、そこの効果分というのは見えてくるかと思います。

おっしゃいますように、この事業による効果というのがどういうふうになるか、事業者 のほうとも話をして、その検証方法については検討を続けたいと思います。

○山下伸二委員長

よろしいですか。なかなか具体的にきちっと数字を出すのも難しいですが、言われるとおり、やはり費用を使った効果というのはある程度検証する方法というのを考えてから事業を進めていただきたいということですので、ぜひよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

○富永委員

確認なんですけれども、市内の中学校ですけど、これは私立も含めて全校ですか。

○武富企画政策課長私立も含めて全校でございます。

○富永委員

致遠館中学校もですかね。

○武富企画政策課長 致遠館中学校も含めております。

○富永委員

配布方法は、学校を通して学校経由でということでよかったですかね。

○武富企画政策課長 そのとおりでございます。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでしたら、以上で企画調整部に関する議案の審査を終了いたします。 企画調整部の皆様は退室いただいて結構でございます。

- ◎執行部退室
- ○山下伸二委員長

休憩しましょうか。

(発言する者あり)

じゃ、45分に再開します。休憩します。

- ◎午前9時35分~午前9時45分 休憩
- ○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

市民生活部に市民生活部に関する議案の審査に入ります。

第109号議案を審査いたしますので、執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第109号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第7号) 市民生活部関係分 説明
- ○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆さんから御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

先ほどの還付の件なんですが、これは一時ちょっと問題になった、前もって余計に納税して、多分金利がつきますよね、14%か何か。ですよね。それを悪用している人がいるという話を聞いたことがあるんですけど、例えば、14.何%の金利がつくのであれば、めくやくちゃ余計、納税しとって、その金利目当てでする人というのは出てこないですか、逆に。

○一番ヶ瀬市民税課長

今、千綿委員が言われている還付金につきましては還付加算金というんですけど、それを悪用しているかどうかというのはちょっとわかりませんけど、一応、規定上は前年度の決算に基づいて納めた額の半分を予定納税として納めることになっているんですね。それか、中間決算を組むかどちらかということになっておりまして、それは企業の選択に任されておりまして、今回は前年の実績がよかったので、予定納税していた額が多額だったと。ただ、その年度の業績があんまりよくなかったので還付が生じたというような状況でございます。

○千綿委員

それはわかるんですよ、行政上の瑕疵はないと私は思っています。ただ、それを悪用するやつがいるということで問題になったことがあるので、その利率とか、そこら辺の、例えば、結局、金利はたしか14.何%でしょう。14.7%か14.8%ぐらいだったと思うんですが。

○山下伸二委員長

わかりますか。わかる方がどうぞ。

○一番ヶ瀬市民税課長

平成30年からは1.6%です。毎年、特例基準割合が変わりますので、平成30年が1.6%で 平成29年が1.7%か1.8%ぐらいだったと思います。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○江頭委員

4ページの法人税の、今回7.1%の伸びということなんですけど、これは当然、景気回復、 業績の向上という説明なんですけど、この職種、いろんな職種がありますよね。その中で、 顕著に業績の上がった職種として何かあるんですか、その特色があったかどうか。

○一番ヶ瀬市民税課長

平成29年度と平成30年度を比較しますと、金融保険業、平成30年度は見込みでございますが、ここが前年度より約2億七、八千万円ぐらい増額になりそうということです。

○山下伸二委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないですので、以上で市民生活部に関する議案審査を終了いたします。

市民生活部の皆様は御退室いただいて結構でございます。

- ◎執行部入れかわり
- ○山下伸二委員長

それでは、地域振興部に関する議案の審査に入ります。

まず、第116号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第116号議案 佐賀市健康運動センターの指定管理者の指定について 説明
- ○山下伸二委員長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○千綿委員

まず、資料を出していただきたい。この佐賀スポーツクラブの収支状況の中で株式会社スペースS、これはどういう会社なんですか。把握はされていますか。もしよかったら、それをお答えいただきたいんですが。

○稲富スポーツ振興課長

株式会社スペースSの事業内容としましては、スポーツに関する映像制作、番組制作、CM制作事業、それからLEDレンタル、イベント備品レンタル事業、それからスポーツイベントの開催・運営、スポーツ選手のマネジメント事業、スポーツクラブ運営、営業代理、チケットマーケティング等の事業、それから海外留学、海外トライアウト、海外チームの受け入れ等の業務、それから、海外サッカー観戦ツアー等の旅行業、スポーツ施設運営管理、それから、スポーツ施設の施工・設計アドバイスなどが挙げられております。以上でございます。

○千綿委員

社長とかはいらっしゃるでしょう、当然。佐賀の会社ですか。そこら辺を詳しく聞きたいんですよ。要はスポーツクラブの株主だから、どういう実態の会社で、佐賀にあるのか、どこにあるのか、社長が誰なのか、何もわからなくてはちょっと審査できないんですけど。 ○古賀地域振興部長

済みません。今のところの情報というのが、ホームページとかで調べた情報に限っていますので、もう一回、該当者というか、今回の佐賀スポーツクラブのほうに聞き取りをして、その情報を改めて御報告したいと思うんですけれども。

○千綿委員

部長ね、これ審査されているわけでしょう、これは資料として出ているわけでしょう。 そういったことを調べられた結果でのこの起案じゃないんですか。

○古賀地域振興部長

あくまでも審査の項目の中では、先ほども申しましたとおり、応募者の経歴とか、能力とか、基本理念とか、管理運営体制とか、あとはうちが目的としております健康増進とかスポーツ推進に向けた事業展開と収支計画、こういったところで選定委員会のほうで審査をしておりますので、そこの出資母体までの審査というのは行っておりませんでした。これは勉強会のほうで資料請求いただいて、資本がどうなっているのかというところをお尋ねだったので、そこまでをお出ししたということでございます。

○千綿委員

この経営診断をされたときの時点で、サガン・ドリームスは、今度サイゲームスの寄附金とかがなくなりますよね。ピーク時は10億円までされていたようなんですが、それがなくなるということが織り込み済みなのか、サガン鳥栖自体の経営がですよ。そこまで織り込んであったこの報告書なんですか。ちょっとそこをお尋ねです。

○古賀地域振興部長

確かに報道では、サガン・ドリームへのスポンサーとしてサイゲームスはたしか5億円 ぐらい出されていたという報道がなされていて、今年でそのスポンサーを辞退されるとい う報道は聞いておりますけれども、最終的にそれが確定されているかどうかというのは私 どもも把握はしておりません。当然、収支計画は出しておりますので、もしそれが確定し ているのであれば、その収支計画の中に盛り込んで提出をされているものというふうに考 えております。

○千綿委員

そこを、これを診断されたところに、そういうのも含めてということでいいかどうかの確認を一回とっていただきたいというのが1点と、もう一点は、サガン・ドリームスの社員が犯罪行為で捕まられているという部分もあるじゃないですか。そういう社会的な部分ということは、全然考慮に入っていないということでいいんですかね。

○古賀地域振興部長

先ほども申しましたとおり、選定委員会での審査というのが、さっき申しました5項目なんですね。それ以外で、例えば今、富士小学校体育館の改修とかが問題視されていますけれども、それはあくまでも社会的な評判とか印象というところで、それを審査の対象とするわけにはいかないというか、難しいと。それはあくまでも社会的なものということで、会社自体が違法行為とか、それとか、あと行政との契約とかの中で不適切な行為等がもしあった場合は、当然それは盛り込んだ審査になるというふうに考えております。

○千綿委員

いや、僕は富士小学校の体育館のことは一言も言っていなくて、要は犯罪を犯された方が社員としていらっしゃったと。全然、富士小学校のことは私は言っていないので、そういうことがちゃんと盛り込まれた上での結果なのかということを聞きたいんですよね。要は富士小学校のことは私は一言も言っていません、今回この件についてはですね。だから、そうじゃなくて、例えば、結局サイゲームスも撤退した結構大きな要因として、そういう犯罪者が出たということを理由にしているという話も実は聞きます。ですから、仮にそうなっている会社が、この診断結果にも出ているように、ちょっと厳しいという内容が出ているわけでしょう。それは精査していかなきゃいけない部分ですよね。こっちは公募をかけている側として、そういった状況を、いや、それは関係ありませんと言うと、それはちょっと違うんではないかなという話になってくるわけですよ。例えば、前にちょっと委員からも出たように、そういった会社の人たちに任せていいんですかという市民の声は実際あるわけですよね、正直な話。それはあくまでも事業計画で見ていますから関係ありませんと言われるんであれば、それは少し違うんじゃないかなと思うんですがね。そこはどうなんですか。

○古賀地域振興部長

まず、富士小体育館というのはあくまでも例示で挙げたんですけれども、そのほかのことも含めて、あくまでも社会的な評判とか印象、そういったものにやっぱり限られるわけですね、確証がないもんですから。サイゲームスが、その社員が犯罪を犯したということで撤退されたかどうかというのもわからないし、そのスポンサーをおりられるということ自体もまだはっきりしているかどうかというのは我々も把握できていないんですね。あくまでもマスコミ報道なんですね。ですから、そこを選定の基準にはできないというふうに考えております。

それと、社員が犯罪を犯したという点に関しては、社内できちんと処分もされておりますし、そこと健康運動センターの維持管理とを結びつけるといいますか、選定委員会の構成員として妥当かどうかというのは、ちょっとそこは対象にはならないのかなというふうに思っております。

○千綿委員

部長、女性に対する犯罪なんですね。指定管理をしていると、いろんな人が来るじゃな

いですか。ひょっとしたら、見つかっていないものがあるかもしれんですよ。それは疑ったら切りがないですけれども、でも、そういうことが起きないような万全の対策をとらないといけないでしょうということを言っているんですよ。要は女性に対する犯罪があって、指定管理をしている会社なんですよね。不特定多数の女性も当然来られるわけですよ。一般市民からすれば、やっぱり嫌な感じがするんじゃないかと私は思うんですよね。これは意見として言っておきます。

あと1点、佐賀スポーツクラブは社員はいらっしゃるんですか。何人ぐらいいらっしゃるのか、そこら辺は議案質疑でも出ていなかったので、社員が何名ぐらいいらっしゃって、それで、部長の答弁の中で、委託費というのはゼロだという話、ちょっと私は耳を疑ったんですけれども……

○山下伸二委員長 配分がですね。

○千綿委員

配分がゼロだと聞いたんですけど。今、公契約条例とかいう話が出てきている中で、ゼロで委託をすることに対する是非というのは検討されたんですか。要はただで使うということでしょう。ただで使うというか、普通、公契約条例というのは、下請が低賃金でされるのを抑止しようというような条例が、今、ほかの自治体でもできつつあるわけでしょう。そんな中で、配分金がゼロということは、公契約条例なんか全く逆行しているということになりませんか。

○山下伸二委員長

ちょっと整理しますね。

まず、佐賀スポーツクラブの社員3名が常駐するということで提案されていますけれど も、社員の実態はわかりますか。

○稲富スポーツ振興課長

佐賀スポーツクラブの社員の数は、済みません、ちょっとこちらでは確認をしておりません。

○山下伸二委員長

それはすぐ確認してもらうことはできますかね。確認できますかね、すぐ。確認に行ってもらえますか。

○千綿委員

社員の人数も確認せずに審査しているんですか。わかられていないでしょう。構成員ですよ、構成員。社員の人数もわからずに、審査とかできるんですか。部長、答弁をお願いします。

○古賀地域振興部長

済みません、その会社の全体を把握するというか、経営状況は把握しますけれども、こ

この維持管理に関して何人が携わっていただけるかとか、そういうところで審査をしておりますので、社員が何人いるかというのは、ちょっと済みません、そこまでは審査の対象とは今回なっておりませんでした。

○千綿委員

いや、経営状態の中に人件費とか出てくるでしょう、当然ながら。それが何人なのかというのを把握しないで審査をするんですか。おかしいんじゃないですか。

事業計画、その決算書なりなんなりを財務体質を見られているわけでしょう。人件費が 幾らと出てくるじゃないですか。人件費に幾ら使っている部分というのが当然出てくるわ けだから、人数が何人というのは当然把握しとかなきゃだめでしょう。

○古賀地域振興部長

中小企業診断士のほうからいただいている資料の中には、佐賀スポーツクラブの資料が ございまして、企業の概要としましては、資本金が100万円で、従業員数は平成30年8月1 日時点で8名というふうになっております。

○千綿委員

審査の中で、そういう資料としてあるわけでしょう。何で課長がわかんないんですか。 担当でしょう、公募する担当でしょう。資料作成して審査員に見せるわけでしょう。その 中では聞かれないんですか、そういうのは、審査員の中から。

○稲富スポーツ振興課長

審査のときは何名出されるかというところの部分で提供があったので、その点について の質問等はございませんでした。

○千綿委員

8名の中の何名を出されるという説明だったんですか。

○稲富スポーツ振興課長

スタッフとしては3名ということでございます。

○千綿委員

その3名の方たちは、無料ということですか。だからね、さっき言ったのは、公契約条例が今ほかの自治体でもつくられているんですよ。分配金がゼロと言われたじゃないですか、部長答弁で。3名の方をただ働きさせるということになるわけですよ。市役所がそれを認めるということになるんですけど、わかられていますか。3名ただ働きですよ。そういう認識はありますか。

○稲富スポーツ振興課長

今回の分の配分というところのヒアリングをしたところで、前年度と変わらず計画されているということと、そのときに、そこの質問があっていたので、佐賀スポーツクラブについては、今のところ配分については考えていませんということを代表会社のほうから確認しています。

○千綿委員

課長、だから言っているじゃないですか。市役所が分配金ありませんと言っても、3名出しているということは、その3名をただ働きさせるということを認めたことになるでしょう。いいんですか、それ。それでいいんですか、部長。それでいいんですか。配分がゼロと向こうは言っているから、要するに3人出すと言っていますが、分配金はありませんと。3人をただ働きさせるんですよ。そんなことが許されるんですか。いや、おかしいと思いませんか。さっきから出ている公契約条例を、今ほかの自治体でもつくろうという流れになっている中で、佐賀市役所が公募した中の構成団体の一つが無料で3人を使うということがわかると、それはおかしいじゃないですか。ちょっと部長の見解を。部長は答弁されていますから。分配金なしということなので。

○山下伸二委員長

昨日の議案質疑の中で、部長のほうからそういった答弁がありました。今、課長のほうからも、ヒアリングをした結果、佐賀スポーツクラブへの分配金はないという答弁がありましたけれども、公契約の話が出ていますけれども、公契約以前の問題だと思います。そういった分配金がない中で、専門スタッフ3名を常駐させるわけですよね。こちらのほうにありますよね。管理業務として運営スタッフ、補助スタッフ3名を当施設に派遣する計画と。それが佐賀市からの委託の中の業務に入っているんだけれども、委託費の中からは人件費が払われないということになるわけですね。そういうやり方でいいんですかということなんですけれども、見解はございますか。

○古賀地域振興部長

確かに聞き取りをした中ではそういう代表者からのお答えでした。理由を聞いたところによりますと、まだ新しい会社で、経験を積ませたいという申し出があってそういうふうな話になっているということでございましたので、そこについては、もう一度うちのほうからも聞き取りをして、最終的にどういうふうにされるのかというのは今後詰めていきたいというふうに思っております。

○山下伸二委員長

今後詰めるとかではなくて、現段階では配分がゼロということを今認められているわけですよね。それでいいんですかということです。

例えば、今後詰めていっても、いや、分配金ありませんと。当初の計画どおり分配金はありませんと、それでとりあえず1年間しましたと。佐賀スポーツクラブにはゼロの配当金で、この3人のスタッフはどこから給料が出るのか知りませんけれども、それで佐賀市が業務を委託したと、それでいいんですかということです。今後改善するとかじゃなくて、現段階でですよ。

○古賀地域振興部長

確かに労働の対価というのは支払われるべきだというふうに認識をしております。この

件については、あくまでも代表者の聞き取りでそういうふうなお話だったので、我々も構成団体の間で話し合われたことということで受けておりましたけれども、それについては、もう一度問題提起をしたいというふうに思います。

○千綿委員

ぜひそこはちょっと、やっぱり市役所として、市役所が指定管理者を決めるときに、重要なことですよ。そこはぜひもう少し意識を変えていただかないといけないと思います。

実は佐賀スポーツクラブについては、資料の中では指定管理をやっていると書いてあるんですね。それは確認してもらっていいですか、どこの指定管理者をやられているのか。そちらの資料にはないと思いますが、サガン・ドリームスの議会に提出されている資料については、指定管理業務をやっていると書いていますね。

○山下伸二委員長

どの資料ですか。資料を示していただかないと。

○千綿委員

所管事務調査の12の43ページの中に、スポーツ施設運営管理(指定管理者)と書かれているんですよ、事業内容の中に。どこの指定管理をやられているのか。指定管理をやっていると書いてあるので、どこなのか、確認するときによかったらそれまで確認していただきたいと思います。

○古賀地域振興部長

確認ですけれども、それはサガン・ドリームスがやっている、佐賀スポーツクラブじゃなくてサガン・ドリームスということでよろしいでしょうか。確認いたします。

(発言する者あり)

それと、その資料を提出したのは、総務部のほうから提出しているものでしょうか。 (発言する者あり)

それもあわせてちょっと聞き取りをいたします。

○山下伸二委員長

そうですね。サガン・ドリームスからメールで添付資料として送られてきたやつが、 メールの参考資料として出されていますので、その分です。

○古賀地域振興部長

委員長、佐賀スポーツクラブでよろしいんですよね、指定管理をやっているかどうかは ですね。

○山下伸二委員長

確認があっています。経営診断を行われた中に、部長も恐らくそれはまだ報道の段階なので入っていないだろうということですけれども、実際に診断を行われたところは、そういう判断で入っているか入っていないかということについては確認してください、まず。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それから、佐賀スポーツクラブが事業内容の中にプロバスケットボールチーム運営、レンタサイクル事業、スポーツ施設運営管理(指定管理者)というふうにあります。これは後ほど資料をお示ししますので、ここは具体的に佐賀スポーツクラブがどのような指定管理を行っているのかについて確認をお願いいたします。

それと、部長、もう一つ、先ほど再配分についてはないということでしたけれども、改めて構成団体のほうに確認するということですから、その確認をお願いしたいと思います。まずはこの3つですね。

○野中宣明委員

追加でレンタサイクル事業とかその事業を、できれば佐賀スポーツクラブも全部調べていただいて出していただかないと、ここの団体の実態を知るという意味合いで、目的で、 資料として出していただきたい。

○山下伸二委員長

そしたら、事業内容が、プロバスケットボールチームの運営、これはバルーナーズのことでしょうけれども、レンタサイクル事業、スポーツ施設の運営管理(指定管理者)、それから、スポーツ施設の施工・設計アドバイスとありますので、どのような事業をされているのか、具体的な事業内容を確認していただいてよろしいでしょうか。

今、指定管理の構成団体の企業の業務内容だとか、財務体制だとかについて議論をさせていただいていますけれども、この件でほかに何かございませんか。

○川原田委員

先ほどから千綿委員がずっと言われていますように、まず配分がないとか公契約の条例 に違反しますし、今までこういった例というのは佐賀市でありますか。こういった配分も ないというような、御存知ないでしょうね。

○山下伸二委員長

記憶はございますか。

○古賀地域振興部長

構成団体を組んで業務を委託するというのが余り例がないことでして、それにつきましても、具体的に配分額を問うというようなことも余りございませんので、今回、議会のほうから資料提出をいただいて聞き取りをしてわかったということなので、そこは構成団体の協議の中で決められるという認識ですので、その中で全く取り分がないという例が過去にあったかどうかというのは、私は記憶はございません。

○川原田委員

まず、どんなに調べられても、こういうふうな例はないと思います。あり得ないと思います。あっちゃいけないんですね、こういうことが。でも、こういうことをやっているということ自体、これを平気で議案に出してくるということ自体、そして、議員の質問にもはっきり言ってまともに答えきれないじゃないですか。ほとんど調査もされていないよう

な気がしますし、こんな言い方したら非常に失礼ですけれども、どこかの力が加わって、 ここにしろと。また推測で物を言ったら委員長に怒られますけれども、私ね、そんな気が してたまらないわけですね。

そしてまた、あわせて、この経営診断の結果を見ても、よくぞこのような結果の中で採用になるなと、何なんだろうとしか思えないわけですよね。こういう診断結果が出ている中で、まずそれを認めるというのは非常におかしな話であって。だから、何だかんだと疑わざるを得ない状況になってくるわけですよね。だから、これを議案として提出するんであれば、しっかりと皆さん方も調査をされてやらないと、これは審査に値しないと私は思う、こんなの出されても。まして、時期が時期でありますしね。どうですか。

これも聞いた話ですけれども、サガン・ドリームスの子会社というよりも、一つの次のステップを狙ったものなんですよという話も入ってきていますので。その辺も議案として提案する側はしっかりと確認して、見ていかないと、後々これは取り返しのつかないようなことになると思うんですよ。

だから、質疑の中で、十分我々を納得させるようなお答えを出せるようであればいいんですけれども、それすら感じられない中で、よくぞ提案してきたなと思いますけれども、どうですか、部長。

○古賀地域振興部長

まず、この時期になったのは、7月、8月に公募をしまして、9月28日に審査をしました。 直近の議会で指定管理候補者の指定の議案をお諮りするということで、今回、議案提案に なったんですけれども、そこは申しわけないという気持ちはございます。

審査につきましては、決して誰かからとか、何かの力が働いてということはございません。きちっと審査選定委員会を開いて、学識経験者を3名入れて、内部の職員2名、合計5名で公平に審査をやっているというふうに思っております。委員からいろいろお話がありましたけれども、推測の部分というのは、我々は選定の基準にはどうしても入れられないわけですね。あくまでも出された書類、そういうので審査をしてまいります。4構成団体のうちの3構成団体というのは、これまで実績もございます。そういったのも踏まえて、我々が基準としている点数を上回ったということで、そこは候補者として妥当であるというふうに判断して今回議案を上げさせていただいております。

いろんな御意見とかあると思いますけれども、そこは受けとめて、改められるところは 改めて、また団体のほうと協議をしながら、よりよい施設運営をできるようにしていきた いと思っております。以上です。

○川原田委員

ぜひそのようにやっていただかないと。私たちもずっとスポーツ関係にはかかわってきた人間の一人ですから、健康運動センターの状況なんかも把握しております。健康科学、 古賀商事、私たちに利用者から入ってくる言葉もきちっとしてありますし、対応もいいで すよと。多分、古賀商事は施設の清掃とかの仕事だろうと思うんですけど、きちっとやられていますよ、きれいですよという声が上がる。上がるから私たちは、そういう指定管理が何事もなく順調にやっているなと。でも、今回については余りにもひど過ぎる。また、執行部の皆さんもまともに答えきれない、恐らく調査もされていないと。そんな中で、いかがですかと言われても、はい、どうぞとは、これはいかないわけですね。

その選定、この経営診断結果を見ても非常に気になるんですけれども、選定委員会の構成、学識経験者3名、行政2名というのは、どなたか、お名前出せますか。

○山下伸二委員長

氏名の公表はできますか。

○稲富スポーツ振興課長

行政の方2名は公表できますけれども、その学識経験者の方については確認まだしていませんので、確認したら公表できると思います。

○山下伸二委員長

じゃ、行政の方2名は公表できるということであれば、どなたですか。

○稲富スポーツ振興課長

古賀地域振興部長と田中保健福祉部長です。

○古賀地域振興部長

お名前は確認しないと公表できないんですが、専門分野としては、3人とも学識経験者、大学の先生でございまして、1人は健康増進部門で協力をいただいている方でございます。 残りのお二人につきましては、市のスポーツ振興に携わっていただいている方でございます。 す。

○山下伸二委員長

名前が公表できるかどうかの確認だけはお願いします。

○江頭委員

確認ですけど、古賀部長は選定委員会のメンバーですよね、今言われたとおり。今回、 以前に出された地域振興部の3の中小企業診断のこういう結果、要するに中小企業診断協 会が下したこの診断結果は、選定委員会のときに資料として提出されての選定だったんで すか。まずそこをお願いします。これは古賀部長しかわからないと思いますけど。選定の 資料としてこういうのは使うんですか。

○古賀地域振興部長

これは審査のときには出されておりません。これを診断するに当たって出されていた資料、それはあります。例えば、損益計算書とか、貸借対照表とか、そういったものは出されております。

○山下伸二委員長

いや、いいです。この診断結果はプロポーザルの審査のときにはついていましたかとい

う質問ですから、ついていなかったということですね。

○古賀地域振興部長

はい。

○江頭委員

そうすると、この間の勉強会のときに資料請求で提出された資料、それを初めて、この 診断結果を部長は見たということでよろしいですね。

○古賀地域振興部長

はい、具体的に書かれているのはそうです。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。これですよ、いつ委託して、いつ結果が出たのか、日付がわからないと、どういう経緯でできたのかわからないので。それはわかりますか、いつ委託されて、この診断結果がいつ出てきたか。

○江頭委員

普通、資料として損益計算表とか貸借対照表とかというのは、なれていないとぱっと見れないですよね。私たちもそうなんですけど、自分の店ぐらいのそういうのはわかるんですけど。見なれているときはいいんですけれども、普通は文章化すると、古賀部長、今回のこの資料3の部分はどう思われますか。実際、これを文章化した診断結果を読まれて。それで、その選定委員会議のメンバーとしてこれを見て、どう感じられますか。

○古賀地域振興部長

確かに新しく加わられた佐賀スポーツクラブというのは、まだ創設間もないので、脆弱 だというふうに認識しております。

それと、サガン・ドリームスも興行収入というのが多いので、先ほどスポンサーの話もありましたけれども、経営に波が出るのかなと。ただ、私たちがこの共同体でできると思ったのは、やっぱり健康科学研究所の存在が大きくて、ここがグループ全体をカバーできると、何かあってもですね。それは代表者の健康科学研究所のほうにも聞き取りをして、そこは協定も結びますし、大丈夫ですということだったので、ここの診断にも書いてありますとおり、当グループでの指定管理業務の遂行は可能と思われるというところでやれると、前回も三者でやられていますので、そういうふうな認識でおります。

○江頭委員

そもそも指定管理者制度は行政にとってどういうメリットがあると思いますか。

○古賀地域振興部長

本来は、普通公共団体の一般会計というのは単年度主義、1年で予算を費やして、そして事業を行うということですけれども、指定管理者ですと、会計年度を越えて長期的な契約もできると。今回は5年なんですけれども、その5年間で、まずコスト的にはスケールメリットを出せるというのと、もう一つは、5年間かけて持続的に事業ができると、指定管

理者のほうもですね。今回は健康増進とスポーツ推進というのを、施設でテーマを掲げて やっているんですけれども、1年ではなかなか、例えば市民の健康というのを維持するた めの取り組みというのは難しいけれども、5年かけたらその効果が出てくるだろうとか、 そういう持続的な効果とスケールメリットがあるというふうに認識しております。

○江頭委員

いや、これに限らず、指定管理者制度というのは、例えば、行政が直営ですることにおいて、効率化とか人件費のコストダウンだとか、いろんなメリットでもって指定管理者制度をやるわけですよね。でも、この診断結果のところの文章、当社に業務を委託する場合は定期的に当社の財務内容や事業計画の目標達成状況、指定管理業務遂行状況をチェックし、業務遂行能力を診断すること。常に見張っていかないと――そうすると、せっかく委託したことが、全てそういうチェックをしておかないといけない。普通の指定管理者のところより、ここに注目をしなくちゃいけない。そうすると、あなたたちの業務の効率化というのが妨げられるわけですよ、そう考えられませんか。そういうおそれがあるということに対して、そういう行政の効率化に反するような、これをずっと見守っていかないといけないというような会社がこの構成の中にあるということが非常に行政側にとってはマイナスな部分が出てくるというふうに思うんですけど、それはいかがなんですか。

○古賀地域振興部長

議案質疑でも申しましたけれども、月に1回、連絡調整会議というのをやっております。 これは経営はもちろんですけれども、管理運営とか、あといろんな問題、それを意見交換 するというのと、当然、経営部分もチェックをするということでやっておりますので、経 営が悪い団体のあるなしにかかわらず、そういうのはこれからもやっていかなきゃいけな いというふうに思っています。

○山下伸二委員長

これまでも、じゃ、過去3期ありますけれども、毎月1回、構成団体1つのときからありますけれども、毎月1回、連絡調整会議を行われてきたということでよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

○野中宣明委員

これは指定管理そのものになっていないと思いますよ、今の議論を聞いているとですね。 指定管理というのは、行政の効率性を上げていくということ、それで、そういう負担を減 らしていくという目的が1つはございますので、そうやって毎月やらなければいけないと いうルール上はあったとしても、これだけやっぱり負担がかかるということは、これはマ イナスなんですよね。そういった意味では、指定管理者としては、私は非常にふさわしく ない、今の状況なのかなというふうに思うんですけど、まずこの点についてもう一回確認 したいと思います。

○稲富スポーツ振興課長

今現在も毎月一度集まって、先ほど部長が言われましたところの分の協議、意見交換を やっているところです。確かに負担が大きくなるということでありますけれども、そこの 点はきちんと今後も継続して見きわめていきたいというふうに考えております。

○野中宣明委員

それと、先ほど経営診断の話の中で、これが公募をかけたときの中小企業診断協会からの資料と言ったのは、その後ということでございましたけれども、通常やはりこういうのを診断の中に反映させていかないと、公募する際の審査に非常に影響してくるというふうに思うんですけれども、この点について。これは部長ですかね。部長が審査されたということなんですけど、まずどちらでもいいです。

○稲富スポーツ振興課長

先ほどの委託の分については、委託日が9月10日で、実績が戻ってきたのは9月20日ですので、この審査会の前には戻ってきております。

○山下伸二委員長

私が先ほど確認したんですけれども、この地域振興部の3の経営診断結果が出ていますけれども、これはいつ委託をされて、いつ結果が市に届いたんですかという確認をしていましたので、委託をされたのが9月10日、診断結果が上がってきたのが9月20日という説明がございましたので、この審査そのものが8月でしたので、審査には間に合っていないということですね。審査はいつやったっけ。

(「9月28日」と呼ぶ者あり)

9月28日ですから、9月20日で間に合っていますね。ただ、間に合っているけれども、その審査の資料としては出されなかったということですか。

部長は先ほど、この診断結果は、公募のときの選考委員会が9月28日に行われていますけれども、この9月28日のときには診断結果は資料としてはなかったですというふうにおっしゃいましたよね。じゃ、なぜ、こういう診断結果を委託されたのかがわからなくなってくるんですけれども、その辺はどういうことなんですかね。

○古賀地域振興部長

経営診断の状況は、事前に説明の中で聞いてはおりました。審査のときに聞き取りはするんですけれども、きちっとした診断結果を全て見て把握したかという御質問だと思ったので、それはちょっとしていませんでしたということです。

○江頭委員

これは選考委員会のときの重要な資料でしょう。これを持っていて、これを見ているはずやん、部長、20日に来ているんであれば。それをもってして、今の答弁はないですよ。

○山下伸二委員長

そうですよ。それを参考にしていないなら、何でお金をかけてこういう診断の委託をするんですか。意味がないじゃないですか。そうですよね。

○野中宣明委員

ちなみに、この診断委託費は幾らかかったんですか。

○山下伸二委員長

委託費わかりますか。

(「確認します」と呼ぶ者あり)

そしたら、ちょっと積み残しが……

(「後ろから手が挙がっているよ。わかっている人が答えなさい。後ろから手が挙がった」と呼ぶ者あり)

いやいや、今わかるならば。わかる人いますか、委託費用、口頭で結構ですから。

(「誰もおらんと、信じられんよ、ほんなこて。何それ、担当者おらんと」と呼ぶ者あり)

いや、これはわからんといかん。

(「調べに行っています」と呼ぶ者あり)

ああ、別件で調べに行ってもらっているけんですね。はい、わかりました。

そしたら、積み残しがたくさんありますので、一旦休憩します。

(「資料の出るまで」と呼ぶ者あり)

全部資料出るまで待ちますか。

(「うん」と呼ぶ者あり)

そしたら、部長、大体どれくらいかかりそうかわかりますか。午前中いっぱい難しいとか。

○古賀地域振興部長

聞き取りの部分が、時間がどれぐらいかかるかというのがわかりませんので、ちょっと何とも言えない状況ですので、状況をまた委員長、副委員長に入れさせていただきたいと思います。

○山下伸二委員長

とりあえず暫時休憩といたします。そして、11時半ぐらいを目途に状況を正副委員長に報告してください。よろしいですか。

○古賀地域振興部長

はい。

○山下伸二委員長

その結果を見て、委員の皆様に状況をまた、議会事務局のほうに私のほうから報告をしますので、控室か連絡がとれるところに控えておいてください。

それでは、一旦休憩いたします。

- ◎午前10時48分~午前11時31分 休憩
- ○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

それでは、先ほど確認があっていました事項について、執行部のほうからの報告を求め たいと思います。

○稲富スポーツ振興課長

ちょっと順不同になるかと思いますけど、まず1点目、委託料の分ですけれども、これは21万6,000円でございます。○山下伸二委員長

経営診断の委託料です。

○稲富スポーツ振興課長

経営診断の委託料21万6,000円でございます。

それから、審査員の部分ですけれども、確認がとれました。健康づくり分野の代表として佐賀女子短期大学の石崎先生、それから、佐賀市のスポーツ推進審議会の委員であります西九州大学の山田先生、それから、佐賀大学の坂元先生でございます。あとは、先ほど言いました保健福祉部長と地域振興部長でございます。

それから、佐賀スポーツクラブの指定管理の実績はということでしたけれども、それはありません。実績ということで今やられているのが、プロバスケットボールの運営とレンタサイクル事業の2つでございます。

それから、サイゲームスが撤退したものを診断に反映しているのかということですけれども、サイゲームスの撤退は確定していないので、診断には反映していないということの回答でございました。

最後に、再配分の確認ですけれども、今回お願いするのが自主事業の運営の部分ということで常駐でないということからして、今のところ再配分は考えていないということです。 ただ、仮にそのときに自主事業をやったときに経費が出た分については、そこの運営の部分の経費からきちんと出すということで確認しております。

人件費については、佐賀スポーツクラブの人件費で賄うということで再度確認いたしま した。以上でございます。

○古賀地域振興部長

それと、選定委員会のときの経営診断の書類の御質問が江頭委員からあったと思いますけれども、済みません、私の記憶がちょっと曖昧で申しわけありませんでした。

審査に入る前に、20分間、事務局から説明を受けます、書類について。そのときに、膨大な資料でしたので、要約した資料をもとに説明を受けて、そして、その資料を回収されたということです。この地域振興部3の資料につきましては、その診断の中で診断協会が出した意見を全部議会には出そうということで出していましたので、それを私が全部は見ていなかったということです。審査の時には要約版を見ていたということで、そういう御説明いたしました。済みません、私の記憶が曖昧で申しわけありませんでした。

○山下伸二委員長

ちょっと整理しますね。

経営診断の委託料が21万6,000円、これはよろしいですか。

(「はい」「これ資料はいただけないんですか」「委員長、資料を請求していますので」 と呼ぶ者あり)

事業内容、ちょっと待ってください。委託料、これは資料要りますか。

○野中宣明委員

今、資料が間に合わないから口頭でということなんですけど、これ資料で提出されると いうことでいいんですよね。

- ○山下伸二委員長 どの分ですかね。
- ○野中宣明委員全部です。
- ○山下伸二委員長

委託料も含めて今審査をやっていますが、口頭でやっていますので、今報告いただいた 分、資料として提出いただけますか。

○古賀地域振興部長様式はうちのほうの様式でよろしいでしょうか。

- ○山下伸二委員長 いいですよ。
- ○古賀地域振興部長今答弁したことを。
- ○山下伸二委員長

はい。

それで、先ほど部長は経営診断の要約版を事前に見たとおっしゃいましたね。その要約版はどういうものだったか、それもあわせて出せますか、資料として。どういうものを見られたのか、それは出してください。

○古賀地域振興部長

はい、わかりました。

○山下伸二委員長

資料自体はどうでしょう。中身はわかっていますので、出すだけだと思うんですけれど も、その佐賀スポーツクラブの事業は、いただいた資料の中には確かに指定管理と入って いるんですね。

(「入っています」と呼ぶ者あり)

入っているんですね。

そして、施設の設計とかそういったのも入っているんですけれども、それは実際されれ

ていないけれども、資料にはその2つが入っているということ。ですから、レンタサイクルとバスケットボールの運営について具体的にどういうことをされているのかについては何か資料がございますか。

○地域政策課職員

佐賀スポーツクラブのレンタサイクルの部分の事業の説明させていただきたいと思いま す。

○山下伸二委員長

いや、事業の説明というか、その資料はありますかというのを聞いているんです。

○古賀地域振興部長

パンフレットがありますので、今お配りをいたします。それに基づいて説明したいと思います。

◎資料配付

○地域政策課職員

佐賀スポーツクラブのレンタサイクルの事業について御説明させていただきます。

資料をお配りしましたけれども、現在、佐賀市内に8カ所、佐賀市役所とバルーンミュージアム、柳町入り口、佐賀県庁、佐賀駅北口、佐賀城本丸歴史館、佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館の8カ所、こちらにレンタサイクルのステーションがございまして、こちらから自転車を借りて観光するといいますか、そういった事業をされております。

○山下伸二委員長

今説明を受けた分についてどうぞ。事業内容について。

○野中宣明委員

これはどこの事業ですか。これは佐賀市の事業ですか。

○地域政策課職員

この事業は民間の事業で、東京のオープンストリートというところが展開しているものです。佐賀では佐賀スポーツクラブが運営をしているということになっております。

○野中宣明委員

佐賀市はかかわっているんですか。

○地域政策課職員

佐賀市は直接はかかわっておりませんで、ステーション、自転車置き場について場所貸 しをしております。行政財産目的外使用ということで、使用料を徴収しております。

○千綿委員

サガン・ドリームスに8名の社員がいらっしゃると言われていましたよね。

○山下伸二委員長

スポーツクラブですね。

○千綿委員

ごめんなさい、スポーツクラブなんですけれども、8名の社員がいらっしゃって、指定管理がないというのはこれだけですよね。あと、そのプロバスケットボールチーム、まだプロじゃないでしょうけれども。それで、結局8名の人件費は出るんですか。その把握はされていないんですか。

○稲富スポーツ振興課長

はい、把握しておりません。

○千綿委員

いや、確かに公募で1者しかなかったからというのはあるんですけれども、経営の チェックをしなくて、構成員に入っていますよということで、ノーチェックでいいんです か。答弁をお願いしたいんですけど。ノーチェックでいいんですか。

○稲富スポーツ振興課長

人件費というか、人件費を賄っているかというところの把握はしておりません。

○千綿委員

私、さっきも言ったんですけど、公契約条例に関する部分と考えると、市役所が発注元でいて、確かに常設ではいらっしゃらないと思うんですが、その人件費が幾らなのかというチェックもしていないということでしょ。流れは、今、公契約条例とかをつくっている自治体があると言ったじゃないですか。その把握をしなくていいんですかと言っているんですよ、行政として、発注側として、発注側の責任として。そしたら、時給300円とかだったらどうしますか。最低賃金にもいかない可能性もありますよね、わからないですけど。

だって、そこの管理をしていかないと、よその自治体は公契約条例をつくってきている んですよ、ほかのところは。その流れを御存じないんですかね。部長、どうなんですか。 よそはつくっているところもあるじゃないですか。その流れがある中で、そういうのを チェックもしなくてオーケーですよとなるんですか。そこを僕は質問をしていたと思うん ですが、その答えがなかったので、再度。

○古賀地域振興部長

確かに公契約条例につきましては一般質問でも御質問いただいていますし、そういう流れがあるというのは把握しております。

社会通念上見ると当然、先ほども申しましたけれども、労力に係る対価というのは支払 われるべきだと思っていますけれども、そこは構成団体の中で、佐賀スポーツクラブが人 件費を持って派遣して自主事業をやるということで聞いておりました。

それと、経営につきましては、その人件費のお話も含めてですけれども、当然私たちが 専門的な知識がないということもありまして、診断を委託して、その結果、グループで遂 行が可能ということで、そこを担保に判断をしたところでございます。

○千綿委員

僕が聞いているのは、公契約条例という流れがあって、発注元である佐賀市が指定管理者を選定するときに、そういう部分の視点が入っていないんじゃないですかと、それでいいんですかと言っているんですよ。わかりますか。

佐賀スポーツクラブが派遣をして、幾ら人件費を支払われるかわかりませんが、そこは チェックしなくていいんですかと言っているんですよ。

それは今の流れである公契約条例という、一般質問で出ているように、流れの中で、そこはやっぱりチェックしてなきゃだめでしょうと。その視点がないじゃないですか。

佐賀スポーツクラブの8人の社員がいて、売り上げないわけでしょう。売り上げがない中で、8人も雇われているわけですよね。その実態はわかりませんということは、発注側としては許されるものなんですか。

○古賀地域振興部長

そこの個別の会社を見るというところまでは、確かに分析をできていなかったかもわかりませんけれども、これはあくまでも共同体という形で出されてきておりまして、4社のうちの3社が今現在も管理運営をされていて実績もあると。経営状態も今のところ問題ないというふうな判断がありましたので、それに加えて、今回自主事業として参加されるということでしたので、それともう一つは、共同体の協定書の中にも、例えば、構成団体の中で破産とかが発生した場合も当然グループの中で債務を履行するというふうなこともありましたので、そこも代表者に確認しておりましたので、これでやれるというふうな判断をいたしました。

○千綿委員

だから、管理者にそういう確認をとったということであれば、先ほどから言っているように、公契約条例に準ずるような視点を入れるべきなんじゃないですか。例えば、1番の管理者の健康科学研究所に対して、最低賃金を守りなさいとか、そういった部分を契約書の中に僕は入れる、その視点をよ、公契約条例の視点を入れる――今、条例がないわけですから、うちは。ないわけだけれども、その視点はやっぱり入れなきゃいけないと思うんですよね。契約書の中で交わすときに。そういう視点というのはないんでしょう、今の時点で。

○古賀地域振興部長

今、条例がありませんし、公契約条例の担当部署は総務部になると思うんですけれども、 当然そことも協議はしておりませんので、その視点は、この審査の中では見ておりません でした。

○山下伸二委員長

部長、この総務部2の資料の2ページに審査項目がありますよね、ア、イ、ウ、エ、オ。 この審査項目の結果表というのは出せますか。どういう審査で、誰が何点つけたというの は、これは資料として出せれば、どういう審査をされたのか。それと、審査結果のコメン ト等があれば、それを出していただければ議論がしやすいかなというふうに思うんですけれども。

○稲富スポーツ振興課長

採点の集計表はつくっておりますので、それはお出しすることができます。

○重松委員

公契約条例の件で、視点はないということですけれども、サガン・ドリームスが佐賀スポーツクラブの従業員には共同体の中で支払いをすると言われましたけれども、やっぱりはっきり言って、例えば、修行の身でも労働基準法というのがあるんですよね、最低賃金と。これはやっぱり労働の対価で定義されていますから、これに違反する場合があるかもわからないですね。例えば、サガン・ドリームスは修行の身だから払わないと、そういうこともできるわけですよ。しかし、それは労働基準法違反ですから、そこら辺までやっぱりチェックをしないと。今ね、言われましたけれども、全くそこまでチェックが入っていないじゃないですか、それは責任ですよ、やっぱり。そこを行政が黙認していたということであれば大変な問題になりますから、そこら辺はですよ。労働基準監督署が動き出したらですよ、実際そこら辺をやっぱりチェックして、はっきり公契約条例もなかったら、そこら辺はやっぱりチェックをすべきだと思いますよ、千綿委員が言われるようにですね。やっていないでしょう。

○山下伸二委員長

今おっしゃっていることはもっともだと思います。一般的な契約について、恐らくここまで委員の皆様が掘り下げて質問されることはないと思います。ただ、今回は再配分がゼロということ、今回の契約についてですね。そこのところで皆さんがここのところは心配されていますので、そこのところはぜひ認識をお願いしたいというふうに思います。

○重松委員

部長、佐賀県の最低賃金は知ってありますか、今の。私たちは商売しよるからわかって いますけど。

○古賀地域振興部長

済みません、正確に存じ上げていません。

○重松委員

アルバイトでも使用人でも払わないといけないんですよ、それは。そこら辺までやっぱり行政がチェック体制を整えておかないと。修行の身だから、ちゃんと払われているのかと、そこら辺までチェックをしてやっぱり選定しないと、診断結果を出さないといけないと思います。以上です。

○山下伸二委員長

関連の方、いらっしゃいますか。

○富永委員

確認ですけれども、先ほど佐賀スポーツクラブの指定管理遂行能力についての診断ということで、定期的な状況チェック、診断することに対して、先ほどの答弁で毎月1回、これまでも行ってきた連絡調整会議の意見交換の中でされているということでしたけれども、それをもって診断をされているということで認識して大丈夫なんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

今回、そういう4団体という構成になりましたら、そこの点は今現在もやっていますけれども、毎月集まって協議する場で確認していきたいというふうに思っております。

○富永委員

グループ全体の指定管理遂行能力に関して、定期的に構成員の財務内容をチェックして と書いてあるんですけれども、これはどうやってされるんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

これは今後の検討ということになるんですけれども、恐らく相手側のほうからきちんと 出していただくように、こちらからお願いをするようにはなると思います。

○富永委員

これに関しては、例えば外部に委託するというのはされていないということでよろしいですか。

○稲冨スポーツ振興課長

今考えているのは、相手方の団体から出していただくというふうに考えております。

○山下伸二委員長

先ほど各社の経営診断は、経営の中身については、プロじゃないのでできませんという 判断だったんですけれども、そういった出てきた財務表のチェックとかは、執行部ででき るんですか、今の富永委員の質問に関連するんですけども。

○古賀地域振興部長

職員のスキルにもよると思うんですけれども、聞き取りをして問題があれば、場合によっては専門のところに委託をするという形になると思います。

○川原田委員

今の部長の答弁で、また金がかかるんじゃないですか。先ほどの課長の説明の中で、スポーツ施設運営管理、指定管理やっていないということだったですね。スポーツ施設の施工・設計のアドバイス、これも実績がないということでいいんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

先ほど言いましたように、佐賀スポーツクラブの今の実績としては、プロバスケット ボールチームの運営とレンタサイクルということで、先ほど確認いたしました。

○川原田委員

そしたら、ちょっと皆さんお持ちでないかもわかりませんけれども、所管事務調査の12 の資料の中に、バルーナーズの会社法人設立という形で、ここできちっと事業内容を書か れていますよね。これをもって佐賀市に説明しているわけですよね。虚偽の、虚偽の。一 一これっておかしいんじゃないですか。今確認してもらって、これは総務の関係だから直 接的に関係ないかもわかりません。こういうことを平気でやっているところに委託をしよ うと、それはとてもじゃないけど、私は、ねえ、そう思いませんか。これ部長、ほら確認 してもらって結構ですよ。こういう書類で、このような書類で佐賀市に説明しているわけ ですよね。見てください。

○古賀地域振興部長

済みません、ちょっとこの資料について、私がどこまで答弁できるかということですけれども、会社の概要と事業内容ということで、実績ということなのか、そういうことをやろうということを考えているのか、ちょっとその辺が、どういう経緯でその資料が出されたかというのは私のほうでお答えはできかねます。

○川原田委員

だから、私たちにこの案件が出た時点で、もともと佐賀スポーツクラブとは何ぞやと徹底的にやっぱり調べるわけですよね。だから、そういうことも何もしないで簡単に受けていれんですかということなんですよ。これをもって、企画政策課かな、あそこに説明するわけでしょう。こういうことをやっているようなところに、調査もろくすっぽやらないで委託をすんなり認めるというのはいかがなものかなと私は思いますけれども。答弁は非常に難しいかもわかりませんけれども。ですから、やっぱりそういうところは所管の部署がきちっと調査をやって、それから、いや、これは、こんな言い方したら失礼ですけど、多分議会のほうは通らないよとかいうことを考えてから議案は出さないと、簡単に。私はそれじゃおかしいなと思いますけどね。

○古賀地域振興部長

今回、審査に当たって出された資料をもとに審査を行いました。それが誤りだったとしたら、これはもう虚偽なので、後々法律で罰せられると思うんですが、私たちはその資料自体が間違いないのかというところまでの追跡調査というのは、ちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。出された資料の中で、審査の対象となる部分、社会的な問題とかは除いて審査をして、大きな部分というのは、新たに加わった会社の経営の部分だと思うんですけれども、配分についてはないけれども、会社自体が人件費は払うということで、派遣としてやるということと、経営についても確かに脆弱だということは診断結果でも認識しておりましたけれども、グループ内でそれはカバーできるということと、あと、市とグループの協定、それからグループ同士の協定の中でもきちっと取り組みをされております。構成員の破産とか解散に対する措置というのがありまして、もしそうなった場合は、ほかの構成員が分担業務を引き継ぐというふうにも明記されておりましたので、当然市に対しても、そこは債務を履行するというふうな協定になっておりましたので、ここは指定管理候補者として議会にお諮りすることができるということで議案を提出した次

第でございます。

○江頭委員

今、それ以外に佐賀スポーツクラブを構成員に入れるということは、何かの実績づくりというような観点からのお話はなかったんですか。要するに応募は1者ですので、この構成員に入れるということに対しては、今まで3社でずっと指定管理をやっていた中で、それは部長もこの選考委員として佐賀スポーツクラブを入れるということに対しては、多分いろんな調査の部分はしなくてはいけないという認識に立たれたと思うんですよね。だから、いろいろ聞き取りの調査をされたと思うんですけれども、スポーツクラブとしては、当然今プロバスケットボールチームへの進出ということで、そういう実績づくりの話はなかったんですか。

○稲富スポーツ振興課長

選定委員会の中では、実績づくりというようなお答えはなかったです。ただ、やっぱり若い利用者数の増のために、そういうふうな先ほど言いましたようなトレーニングの指導とか、食育の部分とか、そういうところの自主事業の部分で貢献したいというかやっていきたいというような説明で、実績づくりというような表現はその場ではありませんでした。〇江頭委員

今までのこの一連の質疑の中で、部長もそうだったんですけど、経験を積ませるとか、いろんなこういう指定管理をとってスポーツクラブの経験を積ませるというのは、指定管理の意味合いからして、経験を積ませるような、そんな選考ということはまずあり得ない。実績がきちっとした会社じゃないと安心して任せられない、これが指定管理者制度の一番根本的なところです。ですから、これだけの企業診断とか、財務状況のしっかりした会社ではないとなかなか任せられないし、NPO法人にしてもそれなりの審査というものがちゃんとあっているんですよね。法人として、NPO法人が指定管理をとるにしてもですよ。

それで、こういう何か経験を積ませるために構成員でもって組むような、そういうところに指定管理を出すというのは、これは部長、いかがなものかと思うんですけど、その点どう考えられるんですか。

○古賀地域振興部長

経験を積ませるとかいうところの話はありませんでしたし、そこの部分というので審査 をするというのも非常に難しいと思います。

江頭委員がおっしゃるように、これが一つの企業であれば、当然それは大きな問題になると思いますけれども、構成員が4社で、そのうち3社が今も業務を行っていると。その3社は今の業務を引き続き行うと。それに加えて、派遣で、自主事業ですね。教室を開いたりとか、講話をしたりとか、そういう部分を担うということでしたので、そこだったら、もしその業務がなくなったとしても、残りの3社の業務というか、活動には影響を及ぼさ

ないということも考えました。

さっきも言いましたけれども、グループで経営については賄えるし、業務も当然賄える ということで、ここは指定管理の候補者として議案を提出できるというふうに思ったとこ ろです。

○江頭委員

このグループの論法から言うと、どんな会社でも入ってこれますよ、構成員で。例えば、いろんな事例で子会社とか持っているようなところでも、とにかく入れようと思えば、今の論法だったら佐賀市の指定管理は入っていけるというふうになってしまいますよ。実際、これ独立した会社でしょう、佐賀スポーツクラブというのも。その実績はともかく、一つのちゃんとした会社としての認識に立って私たちは話をしているし、そういうグループで賄い合えるからというところで指定管理者の話をされても、私たちはそれが理解できないとしか言いようがないですよね。

今の分配の問題だってそうですよ。だから、すっきりするのは、サガン・ドリームスが佐賀スポーツクラブのそういう人権費でも賄うというのであれば、サガン・ドリームスだけでやればいいわけです。佐賀スポーツクラブをわざわざ構成員に入れずに、自分らでサガン・ドリームスの方に社員派遣という形で出せば何てことはないわけでしょう。だから、そういうところが何か、何で佐賀スポーツクラブを構成員にしなくちゃいけないのかというのがすっきりしないので、今いろいろ私もそういう質疑をして、その辺が選考委員として――選考の部長が、何で佐賀スポーツクラブをこうやって構成員に入れなくちゃいけなかったかというところに疑義を挟まなかったのかというのがよくわかんないんですよね。まして、先ほど富永委員も私も言ったんですけれども、要はこれだけいろんな見守っていかなくてはいけない、注視しなくちゃいけない部分というのは、皆さん方の負担になるんですよ、正直。

1カ月の中にずっとそういう調整会議とかやっていくとは言ったものの、新たな負担感というのがここに生じるじゃないですか。効率化には絶対反すると私は思います。

だからそういう点も、何で加味しながら、吟味しながら選考しなかったのかなというのが、今までの質疑の中ですっきりいかないんですけれども。

○山下伸二委員長

同じような質疑が続いていますけれども、もう一回整理して。

○古賀地域振興部長

選定委員会の中でも、私どもも、そこは把握をしておりましたので、なぜ新たにこの団 体が入ってきたのかという質問はしております。

具体的に申しますと、今回佐賀スポーツクラブが加わることの狙いは何ですかという委員からの質問に対しまして、ここは質疑でもお答えしましたけれども、バスケ選手が夢を 語りかけるような講演とか、バスケットボールのトレーニングの方法を一般の若い方に提 供する、そういうことができるので、そういった活動をスポーツ推進という目的で提案していきたいということと、起業して間もない企業なので、現行のグループには入れない形で今回申請していますという代表者からのお答えがありました。

それともう一つ、委員から、佐賀スポーツクラブの具体的に担う部分で、この施設でどういった活動をされるのかという質問もございました。さっきと一緒ですけれども、プロ選手による講話とそれと、スタジオを利用したレッスン形式のトレーニングを提供したいというのと、食育知識の提供と、そういうノウハウを活用していきますという答弁でした。それで、江頭委員がすっきりしないと言われたんですけれども、そこで審査がすっきりしないから点数をこうだというところは、あくまでもその資料と、そこで聞き取りした部分でしか審査できませんし、まして構成団体は、あくまでも民間からの公募ですので、グループでどなたと組まれて、この公募に応募されるかというのも、我々からどうだっていうのは一切、公平性の観点からもですけど言うことができませんので、そこについては、そういう質問と答えで納得をしたといいますか、それを踏まえて、評点をしたということでございます。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。江頭委員の方から、改めてもう一つありしたよね。財務体制とかをチェックしていく必要があるんだけれども、そういった労力がかかることについてどう考えていますかというのがありましたよね。それもお願いします。

○古賀地域振興部長

それにつきましては、今も月に1回連絡調整会議というのをやっています。その中で、 やっぱり特に今回脆弱だというところがありますので、佐賀スポーツクラブの財務状況に ついては聞き取りを行うようになると思います。

もし何か問題があった場合には、当然、監督、指導というのもいたしますし、場合によっては構成員の取り消しというようなこともできますので、そこを新たな労力かと言われると、そこは経営状況がいいところでもある程度チェックをしなきゃいけませんので、そこの労力でその点数というか、評価を下げるということは、そこはちょっと違うのかなというふうに思っています。

○千綿委員

さっき答弁の中では、佐賀スポーツクラブが先ほど自主事業をやられますと。でも、健康科学研究所がやっているようなこととダブりますよね。ダブりませんか、全然。さっき言った分配の話も一緒なんですけど、そこに来られて、自主事業だから無料でやられるんですか、確認なんですけど。今の答弁の中の食育とか、無料でやられるということですか。〇稲富スポーツ振興課長

はい、そこの分は無料ということで。ただ、何らか事務的な経費がかかったところは、 大もとの運営費、健康科学研究所の大もとの部分で、指定管理者の事務経費というところ で支払うということで先ほどお聞きしました。

○千綿委員

そしたら、逆に、分配ゼロじゃないじゃないですか。分配がゼロと言われたから、僕た ちはそれ違うんじゃないですかと。だから、公契約条例の話も出てきたし、僕たちが言っ ているのは――さっき言われていることと矛盾するわけですよ。分配ゼロですと言われた じゃないですか。自主事業でやってその経費は払いますといったら、分配ゼロじゃない じゃないですか。要は、そこを聞いているわけですよ。健康科学研究所が頭で入っていて、 今までもそうでしょう、一番最初は健康科学研究所だけだったじゃないですか。それに古 賀商事が入ってきて、サッカー場ができたのでサガン鳥栖が入ってきて、それまではわか るんですよ。流れがあって、そういうのが入ってきますというのは、私もサガン鳥栖まで はわかるんですよ。当然、サッカー場ができたので、そのノウハウを持っているサガン鳥 栖がというのであれば、ああ、そうですよねというのも僕たち納得できるんですが、その 自主事業の中で――自主事業はやらなくてもいいわけでしょう、極端な話が。ある意味そ うじゃないですか。健康科学研究所の取り分が少なくなるということになるわけでしょう。 そうなってくる――だから、答弁で分配はゼロですと言われたじゃないですか。だから、 それはおかしいでしょうと言っているわけですよ、そこを。そこをちょっともう一回いい ですか。分配はゼロじゃないんですね、そしたら。議会の本会議の答弁は違うということ でいいんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

人件費の部分ということで思って、人件費の部分は大もとのほうが出すということで。 そこにかかった経費、資料とか何かつくった場合のその辺の事務費については、そこの センターの中の経費として出しますということの説明を受けました。

○山下伸二委員長

ちょっとごめんなさいね。資料の、地域振興部の3がありますよね。地域振興部の3の3の8の経費の状況(平成29年)、ここがこれまでの三者の配分と、下のほうに共通経費等とありますよね。この中から支払うということなんですかね。そこの確認です。委託料を全部4つに分けてしまうんじゃなくて、共通経費がベースとしてあって、そこから払う分もありますという説明なんですかね。

○稲冨スポーツ振興課長

ここの共通経費の事務経費というところで、自主事業したときの資料とか、そういう点についてはそこから出しますということの説明です。

○山下伸二委員長

だから、昨日、部長が答弁された配分額というのは、上にあるこの配分額はないけれど も、かかった場合は、この下のベースにある共通経費から払っていきますということだっ たということですね。

○稲冨スポーツ振興課長

はい、そのとおりです。

○千綿委員

先ほど江頭委員が言われたように、実績をつくらせるような形に見えるんですね、どう しても。

例えば、今度は5年後、この4者でやりますということになったときに、配分が変わらんで、これが同じような金額になるのか、指定管理料金になるとていう話にしかならないわけですよね、正式な構成員になってくると。そういうことになるんじゃないかなと思うんですが、そういう想定も当然されているんですかね。ちょっとそれは5年後のことなのでわかりませんけれども。

○稲冨スポーツ振興課長

この4社で5年間して、そのさらに次の5年後ということでございますけれども、あくまでもそこはその4社の中の協議になると思いますけれども、新たにそこがふえたからといってうちの委託料の金額が上がるということはまずないので、その事業に合わせた金額。あと、4社の構成の中でどう配分するかというのは、5年後にどうされるかというのは、こちらでは確認できないと思います。

○野中宣明委員

先ほど来、自主事業と言われるんですけど、プロ選手ってこれバスケットボールの選手 ということでいいんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

はい、そのように聞いております。

○野中宣明委員

市としては、スポーツ推進のためと言われるんですけど、スポーツっていっぱいありますよね、種目。バスケットボールだけでいいんですか。考え方を教えてください。

○稲冨スポーツ振興課長

そこはいかなるスポーツでも対象となります。

そこの佐賀スポーツクラブがコーディネートした中で、子どもたちに夢を与えるような話をしていただくということになると思いますので、まずはプロバスケットボールチームの選手がということで御提案をいただいているところでございます。

○野中宣明委員

まずはというと、それ以外に何かあるんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

そこは、佐賀スポーツクラブが――まずはと言ったのは、将来的にどう計画されているかというのは私はそこはあれなので、今回の提案として上がっているのがプロのバスケットをされている選手の講話で、子どもたちに夢を与えるような話をするということで、若

い参加者、集客に努めたいということだったのです。

○野中宣明委員

先ほど千綿委員も言われたんですけど、これ健康科学研究所と本当にダブるんですよ、本来の業務分担からいくと。きのうの議案質疑でも中身が出てあったんですけれども、聞いていてもダブって、何が違うかというと、ただバスケットボール選手の講話とか、バスケットボール選手によるトレーニング方法とか、食トレとか、結局バスケットボールのためなんですよ。

これね、完全にチームがやることなんですよ、私ごとなんですよ。これは公の指定管理者がやる仕事とごちゃまぜになっていますよ、話を聞いていると。まさに公私混同です。 一言で言うと公私混同になっています。それはどう思われますか。

○稲富スポーツ振興課長

子どもたちに夢を与えるということで今回バスケットボールの選手ということであったので、私としてはクラブの会社のほうがコーディネートをして、先ほど言いましたように、まずは今、運営しているバスケットボールチームが来る、そしてお話をしていただく。そしたら、それが広まっていくというふうな期待感もあるのかなということで、そこまで公私混同というところまでの考えは、ちょっと私は考えなかったです。

○野中宣明委員

じゃ、例えば野球とか、卓球とか、バレーボールとか、ほかのスポーツが来たら全部受けるんですか、この指定管理で。そういうことになりますよ、今の考えでいくと。違いますか。

○稲富スポーツ振興課長

この佐賀スポーツクラブが、今、提案としてはバスケットボールの選手を連れてきて子どもたちにお話をする、それが、コーディネートする中で別の種目の選手、プロであったり高いレベルの人の話をするということであれば、その事業としてはお話をしてもらうことですから、それは可能であるかと思います。

○野中宣明委員

そうやって1種目とかに限定してくると、どうしてもこれはその競技だけになってしまうんですよ。大きな目的としてはさっき言いましたように、佐賀市としてはスポーツ振興、推進のためと公におっしゃるのであれば、いろんな競技があるじゃないですか、数えきれないぐらい、スポーツというのは。でも、今のこのやり方だと、自主事業の考え方でいくと、バスケットボールの普及だけなんですよ。じゃ、バスケットボールの普及を佐賀市民の23万人全部にするんですか、そしたら。そういうことになりますよ。そうなるんですよ、これは。だから、これはあくまでもチーム側がやることなんですよ。チームでやっていいんですよ、別のところで。公の施設で何でこれをやる必要があるんですか。だから、自主事業としてはふさわしくないということに見えるんですよね。

○稲富スポーツ振興課長

自主事業の一つとしてプロバスケットボール選手の講話、それで夢を与えるということでありますけれども、そのほかにも日ごろ鍛えているトレーニングの方法とかをトレーニングルームの中で教えていく、広めていく。それから、食育の話とか、そういう講話もしていって、ここの狙いというのは、若い利用者の強化というところで御提案をいただいているので、そこの点はバスケットボールに特化しているということではなく受け入れられるのかなというふうに私は考えます。

○野中宣明委員

もう特化しているんですよ、これはどう聞いてもですね。

先ほども出ていましたように、完全にこれは実績づくりだと思うんですよ。実績づくりにしか見えないんですね、この団体の自主事業というのが。その構成団体名の中にも実際4団体であるけれども、3団体しか表に出ていないじゃないですか。だけど、その業務分担からいくと、役割分担からいくと、ちゃんとそれぞれの4つの団体がそれぞれの役割分担があって、でも、表向きは3つしかないと。これは役割とか、そういう責任、いわゆる業務分担の責任というのはとれていないじゃないですか。何かあったときに、これはどうやって責任とるんですか、市としては。こうやって業務分担、ちゃんと役割分担をやっていますと。この団体は自主事業をこうやってやる、健康科学研究所はこうやるとか、古賀商事はこうやるとか、サガン・ドリームスはこうやると、先ほどからずっと言われているんですけれども、何かあったときの責任はとれないじゃないですか。だって表は3つしかないんですから。これは市としてどう考えるんですか。指定管理にふさわしいんですか、こういう形は。あり得ないと思いますよ。

○稲冨スポーツ振興課長

この4社の協議の中で、もしそういう不都合、マイナス面があったときは、お互いに補 塡するというような、連帯して責任を負うということになっておりますので、そこを担保 として今回受け入れているところでございます。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってくださいね。ずっと時間が続きますので、先ほど資料請求した分、再開後に口頭でいただいた報告の分のペーパーの資料と、私のほうから9月28日の選定委員会のときの採点表ですね。それと部長、選定表と、先ほど委員とプレゼンテーションの中でやりとりの議事録みたいなものも読まれましたよね、Q&A。そういった資料も出せますか、その採点表と一緒に。

○古賀地域振興部長

市役所内部の部分はいいんですけれども、外部委員の部分はもう一回了解をとらせていただいて、了解いただけたら出したいと思います。

○山下伸二委員長

そこでどういうやりとりが――今、執行部のほうは4社全体としての評価をしましたと。何かあったときにはこの中で責任とり合うので、指定管理としてはふさわしいと判断したという説明をずっとされているんですね。ただ、こちらのほうは企業体個別個別が不安なのでそれでいいのかということになっているものですから、その議論がかみ合っていないものですから、どういう評価をされてどういう点数をつけたのか、どういうやりとりがあったのかというのを一回見ていただいて、どういう審査が行われたのかという共通認識を持たないと議論がかみ合っていませんので、その資料を準備していただいてよろしいですか。

○古賀地域振興部長

はい。

○山下伸二委員長

その準備をしていただいた上で、審査のときにどういう判断をされたのかということについては、改めて皆さんから御質疑をお受けしたいと思いますけれども、それでよろしいですかね。ちょっとそういうふうにさせてください。

(「はい」と呼ぶ者あり)

まだ御質疑あるかもしれませんけれども、資料作成、この2つの資料は、皆さんにお配りする委員会資料として出していただくということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

時間はどれくらいかかりますか。

○古賀地域振興部長

1時間いただいてよろしいですか。

○山下伸二委員長

そうしましたら、13時45分に再開いたしますので、しばらく休憩いたします。

- ◎午後0時23分~午後1時46分 休憩
- ○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

先ほど資料請求をしていました分につきまして、地域振興部4、これは休憩前に口頭で報告をいただいた分をペーパーとしてまとめていただいたものでございます。

それから地域振興部5、これが古賀部長が審査前に説明を受けたときの経営診断の分を ここに地域振興部5として出していただいています。

地域振興6、これが選定委員会の得点表ですね、審査項目と得点表の一覧。

そして地域振興7が、これは指定管理選定委員会の会議結果、会議の議事録ですね。どのようなやりとりがあったかということについて資料を出していただいています。

4番については、先ほど口頭でいただいていますので見ていただくとして、5と6と7は、何か補足があれば説明をお願いしたいというふうに思うんですけども。

○稲富スポーツ振興課長

繰り返しになりますけど、地域振興部の5の資料につきましては、これは審査委員会の 委員のほうに事前にお配りして、当日、審査委員会の中で審議していただいた内容でござ います。

6番については、当日の審査結果を集計した表でございます。

7番については、会議の中のやりとりを要約した分の会議録ということで提出させていただいております。以上でございます。

○山下伸二委員長

今、補足で説明いただきました。この地域振興部5は、選定委員会の前に5人の委員全員が目を通されているということでよろしいですかね、確認ですけれども。

○稲富スポーツ振興課長

担当のほうが当日では遅いので、事前にお配りして、そして当日持って来ていただいて 説明しております。ちょっと内容が内容ですので、当日は回収をしております。

○山下伸二委員長

わかりました。

7番のところでやりとりを見たいんですけれども、委員の皆さんから、午前中はまだ質疑があったようでございますので、引き続き第116号議案について皆様からの御質疑をお受けしたいと思います。

○野中宣明委員

ということは、この地域振興部5の資料は、審査の前に目を通されて、審査に反映されたということでいいんですね、審査と結果に。

○稲富スポーツ振興課長

はい、そのとおりです。

○野中宣明委員

確認ですけど、これは佐賀スポーツクラブについてチェックして、指定管理業務の状況をチェックしたりとか、診断することが望まれるとか、同じ内容になっているので、ここら辺の厳しい所見、経営診断の所見というものは、行政としてそれを受けて――行政というか、行政も含めて、審査をされた方々はこれを受けて、反映して、良としたということでよろしいんですね。

○稲富スポーツ振興課長

はい、資料についてはちゃんと見ていただいて、それを点数に反映させていただいていると思います。

○重松委員

佐賀スポーツクラブの実績、計画分析ということで、この数字が出ていますよね、財務 比率分析。 実際は半年が経過してないから、経営状態を審査するのは困難であるということで。しかし、これは原始記録がないと、貸借対照表とか損益計算書がないと、この分析はできないと思うんですけれども。これはどこから持ってきたんですか、この数字は。負債比率とか、自己資本比率。これは貸借対照表で判断するんでしょう、損益計算書。これは原始記録は誰が持ってきたんですか。損益計算書と貸借対照表がないと、これはつくれないでしょう、分析できないでしょう。

○スポーツ振興課職員

おっしゃられるとおり、この指標を判断するに当たっては、申請段階で各構成員が提出 しました貸借対照表等に基づいて分析されたものでございます。

○重松委員

でも、さっきは佐賀スポーツクラブについては、そういった財務諸表みたいなのはないと聞いたんですけれども、出ているんですか。

○スポーツ振興課職員

佐賀スポーツクラブについては、第1期の平成29年12月に設立された日から、平成30年6月30日までの決算報告書に係る貸借対照表、また損益計算書等は提出をされております。 ただ、その後の時期についてはまだ実績がございませんので、今期、または来期の事業計画、予算等を加味して診断をされているような状況になっております。

○重松委員

今期はこれで、来期からの平成31年、平成32年を打ち出してあるわけですか、これは数字的に。

○スポーツ振興課職員

はい、そのようになっております。

○千綿委員

まず、基本的なところの、この資料の中からお尋ねしたいんですが、多目的室が平成25年に比べて平成27年は半減していますよね。これの原因とか要因とかがわかれば教えていただきたいのと、サッカー・ラグビー場に関しては、サッカーとラグビーの入場者は分けられますか。ちょっと済みません、そこを教えてください。

○山下伸二委員長

地域振興部3の資料ですね。

○千綿委員

はい。

○スポーツ振興課職員

1点目の多目的室の利用。ここは健康運動センターの中にある、いわゆる会議等で利用できるスペースでございます。ここの部分の利用者数の減の要因というのは、その時々の利用状況とかに左右をされますので、済みません、直接確認がとれておりませんけれども、

今、この多目的室を有効に利用したいということで、いわゆる障がい者の方のパーソナルトレーニングとか、そういった部分で施設内において利活用している実績はございます。

2つ目のサッカー・ラグビー場の種目別の内訳でございますけども、済みません、そこのほうは確認をとっておりません。詳しく中身を予約状況等で分析をかければ出るかとは思いますけれども、済みません、今現在で確認、区別はできておりせん。

○千綿委員

いや、なぜ言うかというと、サガン・ドリームスが管理をされているわけですね。主に サッカーがメーンじゃないですか。今、ラグビーも佐賀工業の五郎丸選手とかが出て一生 懸命やられていると思うので、どうしてもサガン・ドリームスの部分でいくとサッカーが メーンになってしまうのかなという気がするんですが、基本、公の施設なので、やはりラ クビーも当然やってもらったほうが一番いいわけですよね。その比率というのは、やはり 出すべきだと僕は思うんですよね。その把握をしていないと、例えば、サガン・ドリーム スがすることによってサッカーに偏ったりというのはあってはいけないことだと私は思う んですが、そこら辺どうですか。

○スポーツ振興課職員

委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、実情としては、やはりサッカーの大会とか練習とかで使われることが多うございます。ただ、だからといってラグビーに門戸を開いていないというわけじゃなくて、ラグビーの大会等も近年はあそこの天然芝とか人工芝を使って開催されておる実績もございます。

あと、それ以外に、例えば、グラウンドゴルフで人工芝を利用されたりとかいうような ところもございますので、そこの分はちょっと今後の課題というか、細かい分析をかけて おく必要があると認識しております。

○千綿委員

説明されたように、ぜひそこは分けてやってもらわないと推移がわからないですよね。 さっきも言ったように公の施設なので、いろんなスポーツをやっていただくということが やっぱりメーンになると思いますので、サッカーと、例えばラグビーと、さっき言われた グラウンドゴルフですか、そういった形で分けて統計をとったほうが推移もわかるし、い いと思うんですが。やっぱり多目的グラウンドも、これはやっぱり野球人気の低迷なのか よくわかりませんが、利用者数が結構減っていますよね。

だから、審査をするときに、こういった問題が一応問題としてあるんだということで、やっぱり質問とかをしていただいたほうが一番ベストだと思うんですよ。やっぱり多目的グラウンドだから、ソフトボールとか野球とかになってくるのかなという気がしますが、そこら辺のちゃんとした分析をやって、利用者が減っていると――もちろん競技人口の差で、今、野球をする人が少なくてサッカーが多いというのも理解できますが、やっぱりそれと一緒に統計はちゃんととっていただいておかないと、何に力を入れなきゃいけないか

というのがわからなくなってしまうと思うんですね、全体像だと。全体部分が見えてこないので、そこら辺はちょっとやっぱり集計のとり方を含めてとってあげないと、多分、審査員もそれじゃなかなかわからないということになってしまうんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○スポーツ振興課職員

御意見を踏まえまして、前向きに検討させてもらいたいと思います。

○山下伸二委員長

今の指摘は大変重要だと思います。今後どういうふうに、市民の皆さんのスポーツの意 向が動いていくかというのは、サッカー・ラグビーはサッカー・ラグビー場という名前で すから分けられませんけれども、例えば、サッカーの試合、練習が何人、延べ何日やって 何人が使った、ラグビーの試合で延べ何日、何人が使ったとかですね。

あと、例えば健康運動館にしても、年齢別とか男女比率だとか、そういうのは個別に細かくとっていただくように、今、前向きに検討しますということでしたので、本当に前向きに検討をお願いしたいと思います。

○スポーツ振興課職員

はい、わかりました。

○千綿委員

それともう一つなんですが、利用料金が5,600万円ほどありますよね。これが例えば、 今、委託の金額は大体決まっていますが、これが大幅にふえましたとなったときは、利用 料金がふえたときの取り分と言ったらおかしいですけど、当然やっぱり自分たちの利益を 上げるために利用者をふやすという部分もあっていいと私は思います。そのときに、ふえ た分を、例えば全部市が取るんだったらインセンティブがなくなりますので、そうじゃな いでしょうと。例えば、運営会社が5対5で取りますよとかいうその契約はどうなっていま すか。

○スポーツ振興課職員

いわゆる利用料金が多かったために、剰余金が多く発生したとかいう場合の分配だと思いますけれども、基本的に剰余金のほうは、いわゆる代表団体が諸経費というふうな形で取るようなルールにお互いの中で決められているそうです。もちろん、そこで損失が出た場合についても同様で、基本的には代表団体で処理をするというような形になっておるみたいです。

ただ、現場で、今実際の収支の中で、剰余金が昨年の実績でいくと80万円ほど出ておりますけれども、なお多く剰余金が発生した場合は、なるべく施設に還元したいというような思いが現場のほうではあられます。なので、剰余金を見越して、さらに施設の営繕を行うですとか、備品を新たに調達するですとか、そういった部分で現場のほうでは調整をかけておるような状況です。

○千綿委員

だから、僕が聞きたいのは、指定管理をするときの契約が、僕はもうかってもらっていいと思うんですよね、剰余金が出てもらうということイコール利用者がふえるということなので、それは僕はいいと思うんですよ。それをインセンティブとして捉えて頑張っていただくという方法もありだと私は思います。だから、仮に80万円が全部その施設に使いなさいと言ったらインセンティブは働かないわけですね。

だから、例えば80万円の中の50万円はその団体が取っていいけど、30万円は市にバックする、もしくは営繕に使うなり新しい改善に使うという、その取り決めはやっぱり決めていないと、インセンティブにならないじゃないですか。頑張って利用者をふやしましょうというインセンティブが働かないような契約だといけないんじゃないですかということで、その契約はどうなっていますかということです。

○山下伸二委員長

今言ったように、実際の委託契約を結ぶわけですね。委託契約を結ぶときに剰余金が出た場合とか、不足が出た場合協定の中身はどうなっていますかということです。

○スポーツ振興課職員

募集要綱等の中でも、基本的に剰余金の分は精算をしないというふうなことで言っておりますので、剰余金はもちろん企業のほうで取っていただいて構わないというような取り 決めにしております。

○千綿委員

そうは言っても、先ほど、なるべく施設に還元しなさいということとは矛盾しませんか。だから、80万円丸々取っていいですよと言っていいと僕は思うんですよ。だから、施設はあくまでも市の施設ですから、市がその修理なりなんなりというのをしていかなきゃいけないのは当たり前のことですよね。だから、インセンティブはなければいけないと私は思います。そうしないと努力しないでしょう。頑張ってもうかった分は、うちの利益になるから頑張ろうという話にならないと、やっている意味ないじゃないですか、逆に。そして、利用者をふやそうという努力もしないでしょう。だから、さっきの説明では、いやいや、新しい施設にでも使ってくださいと、ちょっと話が違うんじゃないですか。契約上どうなっているのかというのを聞きたいので。

○スポーツ振興課職員

済みません、私の説明が不足しておったと思いますけれども、先ほど施設に還元するというのは、あくまで指定管理者のほうの意向でございますので、そこは私たちがだめですというわけではないんですけれども、考え方としては、千綿委員おっしゃられるとおり、剰余の出た分、儲けの部分については、各母体のほうで取っていただいて構わないのかなというふうなスタンスでおります。

だから、スタンスではなくて、契約内容の中にそういう項目がありますかというのを確認されているんです。

○スポーツ振興課職員

募集要項の中でも、そのように書いております。

○千綿委員

いや、だから、向こうの意向はいいんですよ。けれども、僕たちは目的外使用となったときに、例えば、今回とは全然別件なんですけど、小・中学校にエアコンをつけますと、保護者でつけるので目的外使用を許してよといったときも、いやいや、それはそれ、あくまでも市の施設なので市がやりますということだったんですね。

同じく、これも一緒だと思うんですよ。運営会社、指定管理者がいて、そっちにお金をかけようとしても、いやいや、それは違うでしょうと。要は市の施設だから、施設に関しては市がやりますと、必要であれば言ってくださいという話にならないと、プラスの部分は、運営会社が僕はもらっていただいて結構だと思うんですよ。そうしないと、やる気が起こらないですよね。と思うんですけど。

部長、担当者が答えきらんようです。部長、何かありますか。

○古賀地域振興部長

私の認識としましては、指定管理者制度で利用料金制の場合はそういう形で努力すれば 努力するほど収益が上がって、その収益が自分たちのためにもなるというところでやって いただいていいというふうに思っております。

○千綿委員

スポーツ振興課長にお尋ねします。

8月16日に、佐賀スポーツクラブの支援の文書が出ていますよね。それは合議で見られていると思うんですが。

それと、今回この佐賀スポーツクラブが入ったという、市の重要な施策じゃないですか。 要は市長決裁までいった重要な方針ですよね。その方針というのが、これに影響している ということはないんですか。

○稲富スポーツ振興課長

それは全くありません。

○千綿委員

でも、市の重要な方針決定ですよ。起案内容に合議として上がっているわけでしょう。 市がこういうバスケットボールチームの本拠地になりますよというBリーグに出している 書類があって、それは全然関係ないというのも逆におかしくないですか。

例えば、市の重要な方針があるから、それは関係なしということになるんですか。合議 をされていますよね。それで、部長は合議に入っていないんですよ。課長は合議で入って いるから御存じでしょう。佐賀市の重要な方針じゃないですか。その重要な方針があって、 全然影響しないというのはありなんですか。重要な方針に逆に背くとことになりませんか。 〇稲富スポーツ振興課長 支援書の内容としては、あそこの部分で、試合の会場として体 育館の利用についての優先利用ということの相談があって、その合議で私のほうでも、あ あいう文言等が全て優先ということにはできないということで認めています。

ただ、この件については指定管理者の選定ということで事務を進めておりましたので、 それは別というふうに、全然一緒で考えてはございません。

○千綿委員

合議で市長決裁までいっているということは物すごく重要なことなんですよね、正直ね。 市の方針としてやっていきますよと、本拠地を、ここをホームタウンとしてやっていきま すよという方針を決定されていて、それを全然関係なしに、でも、入ってきているじゃな いですか、現実問題として。そこの整合性とかは一切考えられなかったということですか。 ○稲富スポーツ振興課長 私としては、健康運動センターの指定管理という案件とプロス ポーツの支援の部分のそこは別というふうに判断して、それはそれで選定ということで考 えて、今回事務処理をしております。

○千綿委員

わかりました。

先ほど月1回の会議を持つと言われていましたが、先ほどの経営診断、協会のほうから 定期的なチェックという部分が必要だと言われましたが、その会議の中で、経営をチェッ クできるスキルのある職員というのはいらっしゃるんですかね。

○稲富スポーツ振興課長

今回の分が御承認いただいた後は、毎月やる会議の進め方というのは検討していきたいと思いますけれども、当然うちの職員で、財務諸表を確認してどうのこうのというレベルのものは私を初めいないと思いますので、そこは、そういうわかるような資料を出すような要求の仕方をしようかなと、今の段階ではですね。ただ、どういう方法がいいのかというのは今後検討していきたいと思いますけれども。

○千綿委員

でも、協会の診断ではチェックが必要だということなんですよね。それに対する対応は、当然考えておかなければいけないことじゃないんですか。そういう診断協会のことは無視して、今から考えますという話では、おかしくはなりませんか。協会の意向としては定期的なチェックが必要だと、経営診断のチェックが必要だということを書かれているわけですよ。書かれているんであれば、それに対応した対策をとって臨まなきゃだめだと思うんですけど、いかがですか。

○稲富スポーツ振興課長

外部に委託するのか、その辺については当然費用が発生しますし、その辺は今日の段階 では、どのような対策、逆に相手のほうからそういうのを出してくださいというようなや り方もあるかと思いますけど、そこの点については今ちょっと検討になります。

○千綿委員

いや、これを診断されたのは、2カ月ぐらい前でしょう。9月20日に診断結果が出ている じゃないですか。その診断結果に出ている分の対応策を今もって考えられていないという ことですかね。

○稲富スポーツ振興課長

当然、財務諸表の中の貸借対照表、損益計算書――その損益計算書で期ごと赤字とか、 そういうのは確認できるかなと思うんですけれども、そこも含めてどこまで精査された資料で審査するかというのは、そういう意味で検討せんといかんかなと。

ただ、赤字になっているかどうかというところの期ごとの損益計算書とかは確認できる のかなと。

ただ、繰り返しになりますけれども、どこまで私たちが第三者として見てできる資料を 求めるかというのは、やはり今後検討したいと思います。

○千綿委員

相手に出させますと言われますが、きょうの段階まで、社員が何名で、どういう状況と 御存じなかったじゃないですか、きょう出されるまで。実態を全然把握されていなかった でしょう。把握されていないやつをどうやってチェックするんですか。きょう確認して、 やっとわかったわけでしょう。それまでに対応されていないじゃないですか、その経営診 断書も、協会が出した診断に対してこういった問題がありますよと。だから、それを解決 するためにはどういう対応策が要るんだというのを今までにしておかなきゃいけないん じゃないですか。

○稲富スポーツ振興課長

今段階でそこの辺の検討をしていないというのは申しわけないと思うんですけれども、 そこは御承認をもしいただけたら、きちんと対応の方策を考えていきたいと思います。

○野中宣明委員

もうめちゃくちゃですね、今聞いていて。これから考えるとか、当然あり得ない話です。 これは議会に上程していますよね、議会に。これはどうするつもりですか。通してほしい と思って上程するんでしょう。経営診断内容なんか、これだけの指摘があっているんで しょう、既に。じゃ、今言われるように対策をして、責任持って上げるのが執行部の責任 じゃないんですか、違いますか。もうめちゃくちゃですよ、今言っている言葉。これから いろいろ対策を考えるとか、これはあり得ません。部長どう思われますか、上程する責任 という重みの部分で。

○古賀地域振興部長

当然、そういうふうな診断結果が出ていますので、チェックをしなければならない。それをやるのはまず職員だと思っています。

我々、市役所の中でも、実は公営企業会計が複式簿記です。そちらに人事で異動することもあります。そのときには当然、その複式簿記を勉強しなければなりません。それは自分で勉強していくという、職員みずからスキルアップを図るということになると思いますので、当然こういう診断結果が出て、そういうスキルが必要になっているということであれば、そういう努力を職員にしてもらうことが必要になると思っています。

それで、細かい部分ですね。どうしても職員だけで把握できない場合は、最悪の場合は 専門家に委託するとか、あと職員の中にも中小企業診断士とかの資格を持っている職員も おりますので、そこに相談をするとか、そういうことで対応していきたいというふうに 思っております。

○野中宣明委員

今後のことはもういいんですよ。結局、上程をするに当たってどういう対策を、計画をされて今この場に臨まれているのかというのが、執行部が議案を出すという責任の重みということだと思うんですね。そう考えると、先ほどから職員でできることはやって、できないのは外部にと。じゃ、数値的に、例えば委託料は二十何万円かかったんですよね、この前、21万6,000円ですね。どれだけかかるかというシミュレーションなんかを出していただきたいんですよ、そしたら。それがあって初めて対策と言えるんですよね。それだけの覚悟を持って議案を出していただかないと、私たちもしっかりその覚悟を持って審査をしていますので、もう少しそこら辺を教えてください。具体的にどういった対応策を考えて、今議案を上程されているのかどうかということ。

○古賀地域振興部長

それは経営診断の毎月のチェックのあり方についてどういうふうな対応策を考えている かということだと思いますけれども、先ほども言いましたけれども、基本的には職員がス キルを身につけてチェックをしていくということで考えております。

それは市の事業でありますので、それを委託するわけですから、当然職員がチェックしなければならない。ただ、それに必要な参考資料、それから説明は業者のほうからきちっとしていただくというふうに考えております。

それと、この議案を提出したのは、選定委員会での結果を受けて、その結果を重んじてこの構成団体で指定管理ができるという判断で候補者としてお願いをしております。そこには、やっぱり経営診断もですけど、現在の3構成者の、これまでの実績とかそういうのも踏まえて、トータル的に判断して議案をお諮りしたということでございます。

○野中宣明委員

繰り返しになりますけれども、要はこういう経営診断とかを頻繁にやらなければいけないということ自体に私は疑問を感じております。指定管理というのは、公の施設を民間に効率よく、そして、公が無駄をなくしを省力化しながら効果的にやるというのがこの指定管理者制度そのものの意義の一つであるということを考えると、それを踏まえると、こう

やって、また市の負担がかかる。そして、そういう診断費用とかまた新たに発生してくるとなると、これは本末転倒なんですよ。何のために指定管理にしているのかというのが見えなくなってくるので、これについては本当にどう思われていますか。これはトータルすると、負担が物すごく大きくなるんじゃないですか、このまま指定管理をここにお願いした場合は、違いますか。負担についてお答えいただきたいと思います。

○古賀地域振興部長

まず、この件に関しては、構成団体がみずから努力をすべきだと思います、経営につい てはですね。

今、特に問われているのが、1構成団体が特に脆弱であるということを問われていると思うんですけれども、これが4構成団体のグループでございますので、当然その1社で賄えない部分というのは4構成団体できちっと賄っていただくと。それで協定もそうやって結んでいただくということになっています。現在の指定管理者もそうなっておりますし、市と委託する今度の指定管理者候補、議決を受ければ指定管理者になるんですけれども、そことの協定の中でも当然そういう条文を盛り込みますので、そこで、そこについてはきちっと責任を持ってやってもらうと。

それについて我々がチェックをかけるということでございますので、それが頻繁に外部の専門家に委託して診断を受けなければならないとなると、監督指導とか、そういった形でやっていって、それが是正されなければまた次の措置をとっていくようなことになると思いますので、そこは余り間を置かずにといいますか、毎月のチェックを行いますので、そういったことで対応していきたいというふうに思っております。

○野中官明委員

4団体の中で話し合っていろいろ決め事をやっていくということを今おっしゃられたんですけども、本当に先ほどから出ているように、そもそも論として、4社あって公に出せる名前は3つしか出せないとなると、やはりそれぞれの4つの役割といった部分には4つの責任というのが伴ってきます。民間の責任じゃなくて、公の施設をお願いするということであれば、これは佐賀市の責任になるんですね、この事業においては。だから、そうすると、この4つの責任といったものが本当にとれるのかというのが、名前は出せないとなると、とれるのかとなってくるんですよ。だから、そもそもがおかしい話からスタートしてきて、そもそもおかしな話の経営の内容も指摘されている。それに、そもそもまた出さなくていいような負担までかけてしまっていくという人的な部分とか経済的な部分、金銭的な部分とか、そもそもそういうところにおかしさを感じるんですけれども、そういうのをわかられていて、本当にここに上程されているのかなという、もう一度この部分だけ再度確認させてください。

○古賀地域振興部長

確かにグループ名と構成団体の名前が違います。グループ名に1団体が上がっておりま

せん。ただ、だからといってそこが責任を負わないでいいということにはなりません。先ほども申しましたけれども、構成団体間での協定書があって、そこには構成団体できちっとそれぞれの役割を履行するというふうになっております。

それで、先ほど申しましたけれども、もし履行できなかったら、ほかの構成団体がその 任務を負うということになっております。今回新しく参加されています佐賀スポーツクラ ブにつきましては、ソフト事業ですね。教室を開いたりとか、いろんな講話をしたりとか いう役割があるんですけれども、もしその構成団体が役割を果たせなくなると、その業務 ができなくなるということになります。そこはサガン・ドリームスがやるのか、健康科学 研究所のほうがやるのか、その辺のノウハウもお持ちですので、そっちのほうできちっと そういった活動を補っていただきたいというふうに考えています。

○重松委員

診断結果を重視して、そういったチェック機能を果たせる職員を育てていくと、スキル身につけさせるということですけれども、株式会社佐賀スポーツクラブ、この財務諸表を見れる方はいますかね。これは既に死んでいるじゃないですか。債務比率マイナス142ですよ。もうゼロになったら危ないんだから。完全に死んでいる企業じゃないですか、これは。部長、わかるでしょう、財政課長もしていたからですよ。おかしいですよ、これは。幾ら経営努力したって、これはもうどうしようもないですよ。また来年、負債比率がまたふえるんじゃないですか。156%って、こんな企業あり得ませんよ。何でこれを採用するんですか。企業は経営努力しないといけないと言われたけど、努力しようがないですよ、これは、ここまで陥っとったら。何でですか。これ、読めなかったんですか。財務諸表、誰か見れる方。もうゼロで危ないんだから。マイナスですよ、負債が、142の企業なんか、これは完全に倒産企業です。倒産している企業。部長、どうですか、この財務諸表。

○古賀地域振興部長

この企業はまだ生業を起こされたばかりで、初期投資とかそういう部分もあってこういう数字も出ているのかなと思います。これから努力をされていかれると思いますので、この段階で経営不振とか、そういうことは私は言えないのかなと。ある程度、起業をされて何年かたって、ある程度の期間を見てこういう数字が出ていたらそういうふうな一つの判断もあるかと思いますけれども、今の段階でそういうふうな判断をするというのはちょっと難しいと思います。

○重松委員

初期投資は要るけど、自己資本を持たないとできないでしょう、それは。それがあって 経営していくんでしょう。負債を抱えて真っすぐ起業ですか。これは数字が出ているん じゃないですか。次の年もまたふえますよ。

2年後、またマイナス125%、全然伸びていないじゃないですか。これは経営診断協会の ほうが出したんですかね、この数字は。ちゃんと出ているじゃないですか、専門家が見て。 危ないと。

財務諸表を誰か見れる人いないですか。見れる人、財務諸表。初期投資だって、金が全然なくて借金だらけでやったって、そういった企業はないでしょうもん。今まで努力してお金を貯めて企業を起こすんでしょう。真っすぐこれだったら話にならんですよ。どうなんですか、これ。

○山下伸二委員長

今までの質問と同じだと思います。同じだと思いますけれども。

○重松委員

そうそう。

○古賀地域振興部長

繰り返しになりますけれども、起業されて、そういう初期投資が必要になってそういう ふうな数字になっているかと思いますけれども、今後、それは経営の中でどうされるか、 そこはきちっと見ていきたいと思います。借り入れをされるのか、それともその企業努力 で改善をされるのか、そういったところを見ていきたいというふうに考えております。

○重松委員

例えば、新規事業を起こされた方が、まだ半年しかたっていないと。そういうところが 指定管理者になりたいと手を挙げた場合、どうするんですか。財務諸表とかなんとか見て 判断されると思いますけれども。

○山下伸二委員長

先ほどもあった質問だと思いますけれども。

○古賀地域振興部長

先ほど申しましたとおり、これは4つの構成員で構成したグループで今回応募されております。

その中で、経営的に問題ないというふうな判断をしたところでございます。もし単体で手を挙げられてこういうふうな状況であれば、当然、1構成員といいますか、1団体、1つの会社に任せるというところでこういう数字が出ている状況でしたら非常に厳しいのかなと。評価としてはかなり下がるのかなと思います。

○山下伸二委員長

具体的な数字が出てきたので今議論しているんですけれども、今やっていることは朝からやっているのと全く同じことのずっと繰り返しなんですね。ですから、この診断結果の1ページの個別の企業についてはいろいろ文言ありますよね。いろいろあるけれども、総体的に見れば任せてもいいという判断を市はされたと。

ただ、先ほど野中宣明委員から指摘があったように、この中に定期的に構成員の財務内容のチェックをしなさいというのが9月20日の段階で出ているんであれば、こういう指摘は非常に重いので、具体的に実際に業務委託するときには、佐賀市として、どういうふう

にして財務内容をチェックしていきますと、チェック体制をこうとりますと、連携をこうとりますということを、ここに上程されるときに、少なくともそのことはきちっとやっぱり議論しておくべきだと思いますよ。それをしていないから今からやりますじゃ、今まで何をしていたんですかとなるわけですから。そこのところは先ほど野中宣明委員からも指摘があっていましたので、ぜひそこのところをよろしくお願いしたいと思います。

○江頭委員

先ほどもらった資料を読まさせてもらって、地域振興部7の資料のところなんですけど、 選考委員会があって、8ページのところで、以前から指定管理者になって佐賀スポーツク ラブがどういうことを行うかということで、食育だとか、それからトレーニング、これを 書いてありますね、ここに、スタジオを利用したレッスン形式のトレーニング。それで、 応募団体を読んでいると、医療知識を持った職員は現在のところいないと。今までやって いた、指定管理をしないもとの所管であった健康づくり課が、医療知識を持った職員がい ないので、石崎委員が健康づくり課とのつながりがありますかという言い方なんですよね。 こういうやりとりを見ていると、指定管理を任せているんですよ。それでまた、そのつな がりが健康づくり課に医療知識を持った職員とつながって事を起こすというようにしかと れないんですけど。要は公の者が民に投げた、民はそこはないから今度公になって一緒に やりますというようにしか――こういう選定委員会がやっぱり行われているんですか。 ちょっと見た瞬間、普通だったら、医療知識を持った職員でも持っている会社、そういう ところが手を挙げてやりますというのが、普通、指定管理制度の選考するときは、それは やっぱりあるんじゃないかなと思うんですよね、こういうやりとりを見ても。このあたり で、佐賀スポーツクラブのこういう具体的な進出、ここに構成員と名を名乗ることにおい て非常に無理があるんじゃないかなというのが見てとれるんですよね。でも、これは、い や、選考委員が選考してオーケーとったから上程をしているということはわかるんですけ ど、こういうところが佐賀スポーツクラブに対する、皆さんが財務評価も今いろいろ言わ れているんですけど、あるんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうなんですか。 またここに市役所の負担というのがかかってきますよ。健康づくり課は健康づくり課でい ろんな業務があるじゃないですか。これまで、そんならうちに任せるとかという話になれ ば、指定管理の意味をなさないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○古賀地域振興部長

済みません、これは私が質問をしております。前段と後段ではちょっと対象が違っておりまして、前段は佐賀スポーツクラブの具体的に担う部分でどういった活動をするのかというのが1つ。

それから、「また」以降につきましては、これは全体の体制なんですけれども、近年、 やっぱり地球温暖化で気温が平均的に上がっていて、室内でも熱中症にかかられる方が多 いと。指定管理候補者としてそういうところはどういう危機管理をもって対応されますか ということで質問をしていますので、これは佐賀スポーツクラブだけに言ったわけではないです。当然、回答された方も代表団体の方が回答をされているというところでございます。

後段のほうのやりとりは、恐らく健康づくり事業として、今後、協働して指定管理者と やっていこうということで、そういうふうな話をしていると認識しております。

○江頭委員

この文章をとやかく言うつもりはないですけど、私は応募団体の「佐賀スポーツクラブ さんについては」から始まりますよね、古賀部長の質問に対して。「佐賀スポーツクラブ さんについては」というところから始まるから、当然その域かなと思っての質問なんです けれども。意外とここのあたりは、そういう――やはりこういう選考委員の中で見てとれ るんですよ、非常に不安感があったんだろうなと。構成員に佐賀スポーツクラブというの が名を連ねることにおいて、古賀部長も、多分、大丈夫かな――大丈夫かなじゃないで しょうけど、非常にそのあたりは気にされて、いろんな意見を言われたのかもしれないん ですけど、向こうの応募団体の人は佐賀スポーツクラブに言われた部分でとったんじゃな いのかなとしか見えないんですけど。内部でそういうのであれば仕方ないですけど。これ だけでも今まで、私が聞いたのはここの佐賀スポーツクラブが担当するのがこういう食育 とかいう話が出ていたじゃないですか。何で食育を、どうするのかというような部分を今 までやっていたのかどうかも私はわかりません。しかし、佐賀スポーツクラブが食育を請 け負うというのであれば――今までずっと言われていましたよ、本会議の議案質疑の中で も。そうなると、よほどのメニューが佐賀スポーツクラブにはあるはずだし、それだけの 職員を、8名中3名ですか、この職員たちがそういう食育に関してのスペシャリスト的なも のを持っていらっしゃるんだろうとしか私は思っていないからこの類いを出したまでです。 だから、これは佐賀スポーツクラブの話なのかなと、食育がここに載っていたからです ね。その点はどうなんですか。そこまで確認されたんですか。

○古賀地域振興部長

まず、文書について説明させてください。

ここは本当に私が質問をしているので、ありのままをお答えしますけれども、応募団体の前段の答えは佐賀スポーツクラブのことについて答えていただきます。それで、「体制についてですが」からが医療知識を持った人、これはトレーニングをするエリアでも熱中症になったりするので、そういうことを誰か、緊急の場合に応急処置をできる人がいるんですかという意味で聞きました。

それと、佐賀スポーツクラブが食育の知識を提供するということで、これについては管理栄養士、そういったスキルを持った方を当然派遣してこられるんだろうということで認識をしております。

ほかにないですか。

○宮﨑副委員長

食育のことで聞きたかったんですけれども、管理栄養士云々とか、説明はあっているんですか。

○稲富スポーツ振興課長

そこのところは、聞いたところでは、会社として契約している管理栄養士がいるので、 その方をこういう講話とかなんとかに派遣をしたりすることができるということで聞いて おります。

○宮﨑副委員長

職員3人を常駐ではないけれども、スタッフとして呼ぶということだったですよね。そ したら、会社として契約している人といったら、また別で、社員じゃないでしょう、管理 栄養士て。また佐賀スポーツクラブから、もう一つ先の何か違う団体から今度は人を寄せ てくるということでよかったですか。

○スポーツ振興課管理係長

自主事業で食育ということですけれども、先ほど課長が説明しましたのにちょっと補足ですけれども、補助員としての3名というのが、いわゆるその自主事業の企画であったりとか、例えば、プロ選手の講話であったらプロ選手の手配であるとか、専属のトレーナー、また、先ほどお話が出たように管理栄養士というのを手配するというような形で、それを現場のほうで教室を行うときの全体のコーディネートを行うというような役割を持っておりますので、食育に関しましてはしっかりとした資格を持った職員というか、指導員というのを一緒に配置するというような流れになっていると思います。

○宮﨑副委員長

先ほど野中宣明委員からの質問で、バスケットボールに偏るなとそれと同じような趣旨 になると思います。

これはアスリート向けの食育知識とあるんですよね。食育って物すごく幅が広くて、ここは健康づくりをする場所、健康運動センターだからですね。誰もアスリートになりたかったりするわけで行っているわけじゃないんですよね。私も病気を持っていたからここに行っていましたけど、健康づくりのために行っていたんですよね。そこら辺の食育、その専門家が来られることはわかりますけど、そこら辺の内容とかは詰めてあるんですか。

○稲冨スポーツ振興課長

今現在、聞き取りの中では、アスリートというか、あそこでトレーニングをしている方へのトレーニングの方法とか、当然、若者に向けて一番興味のある身体を鍛えたりするときにどういう食事をとったがいいかとかいう講話をするときに、管理栄養士等をお呼びして、講話をしていただくというようなところまでの話をお聞きしております。

ほかに皆さんからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この件についてはほかに御質疑もないようでございますので、第116号議案 の審査を終了します。

続きまして、第122号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

- ◎第122号議案 富士小学校跡地改修(建築)工事請負契約の締結について 説明
- ○山下伸二委員長

ただいま第122号議案の説明いただきましたので、委員の皆様からの御質疑をお受けい たします。

質疑ある方は挙手をお願いします。○千綿委員

これは9月補正のときの7億5,000万円の中の一部ということですよね、ちょっと確認です。

○山下伸二委員長

答弁お願いします、確認ですから。

○百崎地域振興部長兼地域政策課長

今言われたように、7億5,000万円のうちの今年度支出分の3億500万円のうちの一部になります。

○千綿委員

そしたら、後また出てくると。

○百崎地域振興部長兼地域政策課長

3億500万円と言いましたけど、次年度分もございますので、本体工事分になります。 それとあと、設備外構等につきましては、別途契約の形になります。建築分だけでございます。

○千綿委員

ということは、小学校の本体の校舎の部分の建設だけということですね、あと残りまだ 4億5,000万円近くあるということですか。

- ○百崎地域振興部長兼地域政策課長 おっしゃるとおりでございます。
- ○山下伸二委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○江頭委員

あとの4億5000万円の中にグラウンドなんかも入っているわけですね。入っていないですか。

どこのグラウンドですかね。

○江頭委員

その手前にあるグラウンド、入り口。

○山下伸二委員長

学校敷地内のグラウンドですか。

○江頭委員

そうそう、外構と言われるから。

○百崎地域振興部長兼地域政策課長

学校のグラウンドで手前のところですね、東側のところは、ほかの部分に入っておるようになります。外構工事に入るようになると思います。

○山下伸二委員長

いいですか。

○重松委員

あとは、どういった形で入札されますかね、このほかの部分については。一般競争入札ですか。

○樅木契約監理課長

基本的には、1,000万円以上の工事につきましては一般競争入札ということで行います。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようでございますので、第122号議案の審査を終わります。

続きまして、第109号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明をお願いいたしますけれども、歳出に続いて繰越明許費の補正まで 御説明をお願いいたします。

◎第109号議案 平成30年度佐賀市一般会計補正予算(第7号) 地域振興部関係分 説明

○山下伸二委員長

それでは、ただいま第109号議案の御説明いただきましたので、皆様からの御質疑をお 受けいたします。

○江頭委員

山村広場の件で質問させていただきます。

今回、用地取得と実施設計で2,800万円上がっていますけど、先々、人工芝生化、防球フェンス改修と全体的にどのくらいを山村広場の整備にかけられるのか、まずそこからお

願いします。

○稲富スポーツ振興課長

今後、設計業務の中で精査していくことになりますけれども、他の事例、その人工芝の部分、健康運動センターの整備規模とかから想定しますと、全体で約3億円程度ということで想定をしております。フェンスとかも含めてになります。

○江頭委員

これは以前、研究会だったですかね、説明を受けたんですけれども、実際、今スポーツ 合宿所の富士小学校の校舎のところから約6キロメートルの距離の中での施設ということ で、今、課長は住民説明でそういう同意がとれているという話をされたんですけれども、 まず、スポーツ合宿地からこのグラウンドへの距離の部分、そういうのに地元の方、それ からまた、この整備をする上において、執行部の皆さん方、その距離感というところには ほとんどそういう異議を挟むということはなかったんですか。

○稲富スポーツ振興課長

合宿所から施設までの距離ということであると思うんですけれども、想定としては、合 宿所から通うということで、大体、車に乗り合わせて選手たちが山村広場まで向かうとい うことで、その辺は十分いいかなというふうに考えているところです。

○百崎地域振興部長兼地域政策課長

富士小学校跡地の整備、その後、運営する管理運営の候補者のほうとも協議をしておりまして、合宿所のほうから大体10分圏内で、サッカーコートが2面ぐらいとれるところということでしたので、面積的にも、距離的にも、10分で行けるんじゃないかということでそこを選定したところでございます。

○江頭委員

1つは、地域の同意が取れていると言われているんですけれども、今までの山村広場の活用例、最近の活用例はこの間説明も受けておりますので、そのことに対しては質問は控えますけれども、これは人工芝を張ったらほとんど競技種目というのは限られますよね。当然、今、サッカー人口とかスポーツ合宿を利用する人たちがそういう想定の中でサッカー場的な人工芝というのを考えられたんでしょうけれども、ここに来て、私たちのほうからすると、地元の人たちのいろいろな考え方というのを聞かされます。というのは、既存の施設ありきの考え方というようなところで、この合宿所との附属設備というものを考えられたんじゃないかと。6キロメートル、当然10分以内といっても、御存じのように中山間地です。信号がないから時間的な部分というのはそんなになんでしょうけれども、もっとこういう施設を整備する上においては、考え方というのはほかに選択肢がなかったんですか。

例えば、これもいろいろな考え方の中にボート場整備の中で残土処理の部分でできるんではないかとかですね。そうすると、古湯からもっと南のほうにおりてくるほうが合宿所

との距離感もできるとか、いろいろなアイデアというのを今よく耳にするんですよね。そ ういう部分の検討というのはされたのかされていないのか、お答え願います。

○古賀地域振興部長

最初に、スキームとしてはやっぱり歩いて行ける距離が一番いいというのはありました。 宿泊施設を予定しているところから歩いて行けるところでずっと見ていったんですけれど も、まず用地買収の費用がかかるというのと、一番大きいのは、やっぱり造成ですね。造 成に相当費用がかかると。今ここが1万8,000平米なんですけれども、それだけの平らなと ころが、地形上、古湯の近くでなかなかないもんですから、1万8,000平米とかですね。そ こを用地買収して造成すると、やっぱり2.5倍とか3倍とかかかるというようなことで、既 存の施設で何か利用できるところがないかというとこで探して、山村広場が一つ候補地と して上がったということでございます。

他都市の状況を見た場合に、今、合宿所を展開されているところに聞いたりしますと、10分以内に車で行けるところだったら利用は大丈夫ですと、ニーズはありますというようなことでしたので、お金をかけずに既存の施設を生かしてそういうふうなグラウンドをつくるとなると、やっぱり山村広場が一番いいのかなと、稼働率も含めてですけれども。ただ、地元でいろいろなイベントとか行事で使われていますので、そこは最低でもできるような形でそこを整備したいという結論に至ったところでございます。

○江頭委員

もう一点、山村広場で。全体的に3億円、芝生化でどのくらいかかるかわからんですけど。2億円近い金がかかるんでしょうけれども、普通、ランニングコストとか、これが耐用年数何年があって、人工芝は絶対的に必要なんですか、まずそれをお願いします。

○スポーツ振興課管理係長

まず、1点目のランニングコストについてですけども、今現在、土のグラウンドで、直 営施設ということで管理をしています。その年間維持費が決算ベースで大体130万円ぐら いかなと記憶しております。一方、人工芝生化すると、基本的に生き物の天然芝と違って、 人工芝はほぼほぼ手がかからないというのが――高木瀬のサッカー場もそうですけれども、 そういったことになっています。

ただ、人工芝を定期的にメンテナンスというか、ブラッシングをかけたりとか、そういう作業をしないと、委員がおっしゃられたように耐用年数のほうに影響してきますので、その辺の作業を実際行ったとしてもほぼほぼランニングコストは今の土のグラウンドの部分と変わらないのかなというところで今現在試算をしております。

人工芝の耐用年数についてですけれども、高木瀬でも人工芝を同じように設置していますけれども、今、人工芝のグレードがかなり上がってきておりまして、メーカーとかに話を聞くと、大体今七、八年ぐらいは、どこの他都市の例を見ても人工芝をもたせている。ただ、それはいわゆるメーカーの基準的なものですので、実際は10年とか10年ちょっとぐ

らいの更新というような形が一般的に多いようです。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

人工芝じゃなからんといかんとですかという質問がありましたので、それもお願いします。

○スポーツ振興課管理係長

グラウンド自体の人工芝生化は、全体をして、いわゆる面をとりますので、一般用のコートの面割ですよね、その辺でバリエーションを持ったような、2チームでも合同で練習ができるとか、キャンプ、合宿ができるとか、そういう仕組みを考えていますので、全体を人工芝生化したいというふうに現在考えているところです。

○江頭委員

もう一度確認ですけど、そうすると、人工芝を張った場合にここでできるスポーツとい うのは、サッカーとフットサルとグラウンドゴルフ、この3つですね。

○山下伸二委員長

想定されるスポーツの種類は。

○稲富スポーツ振興課長

今、佐賀のほうにスポーツの合宿として来ている中で、人工芝を使ったものは、ラクロス、それからアルティメットという、九州の大学レベルの方たちが結構よく来られます。ラクロスについては、昨年だったと思いますけど、東京の大学からも合宿に来られている実績もあります。あとグラウンドゴルフとかレクリエーションレベルのそういうのも一般の方にも結構好評でありますので、そういうニーズ、いろんな使い方が考えられるかなというふうに思っております。

○川原田委員

先ほどの江頭委員の質問に続きますが、何が何でも人工芝じゃないとだめだという理由 といいますか、何かありますか。何が何でも人工芝じゃないとだめなんだという、どうも そこちょっと私はわかりませんけれども。あそこを総人工芝にしてメリットがあるの。

○古賀地域振興部長

当然ニーズ調査というものを行って、どういう種目が合宿で呼びやすいかということで、やっぱりサッカーが一番多いということで、6割を超えているということを聞いています。合宿というのが、1チームで来られることはほとんどないそうです。何チームかで来られて、100人とか150人とか、複数のチームになると思うんですけども、来られて、そこで試合をしながら合宿をすると。そうすると、やっぱり2面から、できれば3面ぐらいのコートが要るということで、今回はここで2面を確保しようと。そのためにはやっぱり人工芝を全面に張らないと確保できないということと、これが天然芝になりますと、イニシャルコストは安いんですけれども、ランニングコストが物すごくかかるということで、最終的

に人工芝を前面に張るというふうな計画にいたしました。

○川原田委員

確かに天然芝ですとランニングコストがかかることは十分に承知しております。ただ、どうなのかなと、本当にそこまでやってすぐに合宿に来てくれるのかなというところもありますし、年に1回の問題ですけれども、佐賀市が合併しまして、市民体育大会、これはずっと各会場、例えば、三瀬は小さい校区ですけれども、三瀬でもいっちょやらないかんということで三瀬には剣道を入れている。南に行けば、川副には武道場があるからということで武道をやっている。久保田は農協何とかセンターで球技をやっているということで、全部やっているわけですね。富士町の山村広場については、あそこはソフトボールの壮年と大体相場が決まっていたわけですけれども、今回そういうことを考えました。じゃ、あそこも何らかの形に今後、先ほど言われよったサッカー、グラウンドゴルフ、あとラクロス、それでは、そういうところの会場をどこかに今度変更しなければならないということで、考え合わせながらの準備をされているのかどうか。

○古賀地域振興部長

先ほど課長が申し上げませんでしたけれども、地元の体協とかとお話しして、毎年やられている地域の行事、これについては優先的に利用できるようにということと、やられているのが大体軟式野球とソフトボールをやられているそうです。実際こういう芝ですよということで聞いて、例えば、速度が余りにも落ちたりとかいうんだったらだめだと言われたんですけれども、そこはレクリエーション程度でできるようなソフトボールとか野球はできますと。ただ、マウンドが必要とか、金属の剣スパイクを使うとなると芝に影響がありますので、そういうものはちょっとできませんという話をしましたら、行事でそこまでやることはないということは体協の会長から伺いました。ただ、今、稼働率が1割程度なんですけれども、福岡から硬式のリトルリーグのチームが来ていまして、そこはやっぱり金属のスパイクを使っているようですので、そこにつきましてはほかの施設を御紹介したりとか、事前にお話をすることと、そういうところを御紹介できないかというのを詰めていきたいと思っております。

○川原田委員

地元である程度了解を得ているということであれば、それは私たちがとやかく言うことではないんですけれども、やはり今まで従来やってきたところを、形が変わっていくということになれば、また年明けましたらすぐ市民体育大会の準備に入るわけですから、そういうところも考え合わせてやっておかないと、またばたばた。何で富士の山村広場がソフトボールの壮年になっているかというのも御存じでしょう。御存知ですよね。何であそこが壮年になっているかというのは、ソフトボールの壮年の方というのはまだある程度、40代以上ですから、車の運転できるからあそこでいいやということで決まった経緯があるんですよね。だから、そういうところもしっかり考え合わせて、例えば、そこでグラウンド

ゴルフができるからといって、あそこでグラウンドゴルフの市民大会なんか不可能なんですよ。まず車の運転、そこまでの道中が非常に心配になる。というのは、グラウンドゴルフをやる方というのは相当高齢な方ですから。だから、そういうところもある程度せっかくお金かけてやるんであれば、次のことまでしっかりスポーツ振興課のほうで考えておかないといかんと思うわけですよね。まだそういう検討の段階ではないかもしれませんけれども、それは今後、年明けましたら市民体育大会の準備に入るわけですから、その辺もぜひ検討しておかないと、またばたばたになっちゃいますから、この辺についてどうですか、課長。

○稲富スポーツ振興課長

現在使われている利用の形態から団体については丁寧に説明して、その大会のあり方と かも含めて、調整をしながら対応していきたいと思います。

○野中宣明委員

先ほどから地元の同意ということをよく言われるんですけれども、この地元とはどう いった範囲を指すのでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

御説明させていただいたのは、富士の関屋地区、山村広場がある地区、それから菖蒲地区、それから富士町の自治会長会の中でも説明させていただきました。あと富士町の体協の理事会の中で説明させていただきました。

○古賀地域振興部長

それと富士町の自治会のほうから、ここの富士小跡の整備に関して要望書が出ております、ことし3月だったと思うんですけど。その中で、温泉を利活用することと、周辺にスポーツ施設を整備することと、あと現在の旅館組合と共存を図るといいますか、共存共栄を図っていくことというのが出ておりましたので、そういった自治会からの要望で、自治会が地元というような考え方もしております。

○野中宣明委員

そしたら、自治会は100%同意をいただいているということですか。

○古賀地域振興部長

あの100%というのは――100%という捉え方が、例えば自治会が、富士全体の自治会、 それから単位自治会があって、その単位自治会に住民の皆さんがいらっしゃるので、どこ までを全体と捉えるかということですけれども、一応、自治会からはそういう要望があっ て、御説明して、了解をいただいていると思いますけれども、いろんな声も聞こえてまい ります。ですから、そこは丁寧に説明しながら、これも富士小学校跡地整備と同じように やっていきたいというふうに思っております。

○野中宣明委員

いや、同意がとれているということと、ここ最近に来ていろいろ慎重な意見が飛び交っ

てきている、聞こえてきているんですよ、こっちにも。何で山村広場を整備するんだ、 サッカーとかそういう限定されたスポーツしか使えないじゃないかとか、野球とかソフト ボールの地元の利活用はどうなるんだとか、通常、議会に議案を上程されるケースの場合 は、地元で合意形成をきちっととられた上で、そして議会に上程されるもんですから、何 で今の時期に、こういった地元から反対の意見みたいな声が聞こえてくるのかが不思議で ならないんですけれども、そこら辺の合意形成としては本当にできているんですか、地元 に対して。地元は了解しているということで本当にいいんですか。ちょっと確認したいん ですけど。

○古賀地域振興部長

住民の方一人一人に説明するというのがちょっと難しいので、今までのやり方としましては、まずは自治会を窓口にして説明して、希望があれば単位自治会のほうまで出向いて説明する。それと、これはスポーツ施設ですので、富士の体育協会のほうにお話をして、要望があって理事会とかに行ってまた説明するというふうなやり方をしております。

その中で、意見はいただいていますけれども、反対という意見がございませんでしたので、一応進めるに当たっては了解をいただいているのかなというふうに思っております。 今までの進め方はそういう進め方でしたので、またいろんな要望とか意見があれば、そういう窓口を使って説明していきたいというふうに思っております。

○野中宣明委員

ちょっと心配なのは、これを進めるに当たって、ほかの種目とか地元が活用をしたいという声の中で、例えば、野球、ソフトボールが使えるようなグラウンドを新しくどこかにつくってほしいとか、それとか、これからしゃくなげ湖のボード場の整備もあるということを聞いていまして、そうなると残土の処理の部分が出ますので、谷を埋めて新しくグラウンドを整備したほうがいいんじゃないかとか、今ごろになってそういう話が聞こえてくるというのは非常に不安になってくるんですよ。これだけ3億幾らというお金を使って今から整備しようと議会に上程されていると同時に、逆にそういった声が地元から上がっているとなると、これ後々いろいろくすぶってきたら、またほかにグラウンドつくらなければならないというこういう展開になるんじゃないかなという不安があるんですけど、そこら辺は実際どういう話が今起きているんですか。どう聞かれていますか。

○古賀地域振興部長

先ほど申しましたとおり、この件につきましては自治会から要望をいただいて、当然こういう形でやっていきたいということを自治会に説明しまして、施設がある地元の菖蒲とか下関屋の自治会に説明に行きました。

それと、体育協会の会長に御相談申し上げて、理事会で話をしてくれということで話を してきましたけれども、その中で、今、野中宣明委員が言われたような意見というのをい ただいていないんですね。どういうところでそういう声が上がっているかというのは、 ちょっと私どもはまだ把握しておりません。確かに、しゃくなげ湖の整備もスポーツ振興 課のほうで持っています。今の計画としては、用地は全部買うけれども、整備自体は半分 山を削って国の補助をもらってやるということで、そこについては全部を削ってほしいと いう地元の要望書が出ているのは把握していますけれども、それを使ってグラウンドを整 備してくれという住民からの意見というのは、まだ私どもの耳には入っていない状況です。 〇野中宣明委員

ただ、そういう声が上がってきているということは、直に耳にしていますので、そういう声が実際に上がってくると、非常にこの整備の話が混乱してくるということも考えられますので、そうなった場合、どうなりますか。強引に山村広場の整備を市としては進める以外にないというお考えでいいんですか。それとも、そういう考えが地元から来た場合に、少し時間を待って議論をした上で整備をどうするかという判断で進もうと考えているのか、その辺はどう考えられますか。

○古賀地域振興部長

この事業につきましては、まず前提としまして、特に山間地域の人口減少、高齢化というのがありまして、まず、そこの地域振興を図りたいというのが大きな目的でございました。そのために、そういう簡易宿泊施設とサテライトオフィスをつくって移住者を呼ぶ、できれば定住につなげたいということで進めた事業でございます。これには簡易宿泊施設の利用を促進するためにはやっぱりスポーツ施設が必要だというふうなニーズ調査も出ておりますので、どこかでそういう施設を設けなければならないというふうに考えています。今のところ私どもが思っているのは、コスト的に考えて、あと稼働率とかも考えて山村広場ということで事業を進めたいと思っておりますけれども、今、野中宣明委員が言われたような地元の声が今後大きくなった場合には、この事業はずっと地元に丁寧に説明しながら進めてきておりますので、もう一度地元のほうと協議をして、もしそういう声が我々のほうに正式に入ってくれば、そこは協議をしなければならないというふうに思っています。

○野中宣明委員

そういう声が本当に上がってきた場合に、地元との協議をしなければならないということになると、スケジュール感で確認したいんですけど、平成32年の供用開始ということから逆算していくと、いつぐらいまでにこういう声が本当に上がってきて地元と話し合いをする期間というのは、どれぐらい担保できるんですか、考えられるケースとして、全体のスケジュールの中で。

○古賀地域振興部長

簡易宿泊施設のオープンは平成32年度を見込んでおりますので、そこに何としても合わせたいと思っております。

今の計画でいきますと、今回お願いをしている設計等が大体、繰越議案も上げておりま

すけども、来年度の早々に設計をして、来年度いっぱいで工事をしたいというふうに思っておりました。ですので、それから逆算しますと、早急にそういう議論をしないと間に合わないという状況でございます。

○野中宣明委員

もう一点確認ですけど、スケジュールが平成32年供用開始というのは、これは動かせない期日なんですか、それとも、地元からどうしてもとそういう意見が上がってきて、少し住民との間でもう一回議論をしていく時間が少し長引いたとして、平成32年の供用開始を少し間伸びしたという形になると、それは許せるんですか、何か約束事とかあるんですか、平成32年にどうしてもスタートしなきゃならないっていう、その辺はどうなっていますか。〇古賀地域振興部長

約束事というのはないんですけれども、まず本体である富士小跡地の整備はやっぱり国の補助が入っておりますので、これを2カ年で事業をやるということになっていますので、平成31年度までに仕上げなくてはならない。そうなると、稼動は平成32年度4月と思っております。そのときに、そういった施設がないと、どうしても簡易宿泊施設に呼び込むというメリットといいますか、そういうアイテムみたいなのがなくなってきますので、初年度からなかなかペイするといいますか、赤字を出さないということが難しくなるというふうに思っております。そこの部分が大きなネックになるのかなと考えています。

○千綿委員

そもそも論になるんですが、佐賀市内にはいろいろスポーツ施設があるんですが、今回は富士ということなんですが、その全体の配置の計画とか、基本的な計画というのは持ってあるんですかね。佐賀市全体の体育施設があるじゃないですか。いろいろなところがあって、スポーツ振興課というのはスポーツを振興する課ですから、いろいろな体育館なりグラウンドなりというのを管理して、いろいろなスポーツを振興していくというのがメーンだと思うんですが、佐賀市全体に散らばっている体育施設、グラウンドについて整備計画という基本的な計画というのはお持ちですか。

○古賀地域振興部長

これが先ほど申しましたとおり、目的というのは中山間地域の地域振興というところに置いておりまして、あそこのところで定住、移住を図るというのが第一義的な目標になっています。それを振興するために体育施設とかが必要ということで、どちらかというと、あそこのエリアで宿泊施設から近いところでそういう体育施設を設けたいというのが今回の大きなスキームになっておりますので、体育施設全体の配置とかそういうのになりますと、ちょっとそこはまた別に切り離してという、たまたま体育施設を管理しているのがスポーツ振興課で同じ部内にありましたので、予算をスポーツ振興課から上げさせていただいたという状況でございます。

○千綿委員

それはそれでいいんですよね、別にそれを否定するものではないんですが、やっぱり佐賀市全域を考えたときに、施設のバランス、先ほどちょっと野中宣明委員が言われたように地元からそういう要望もあっているようなことも聞きますが、やっぱり全体のバランスも考えて配置していかなきゃいけないという部分も頭に入れておかなきゃいけないと思うんですね、スポーツ振興課としてはですよ。当然、さっき部長が言われたように、合宿所をつくるので、100人単位で泊りにくるので、サッカーが今多いんですよということでされているというのはよくわかりますが、ただ、それとスポーツ振興の部分、先ほど言った体協、まあ役員もいらっしゃいますけれども、体協は体協で、今までのそういった流れもあるわけですよね。そこは両立していかなきゃいけない部分というのは当然あると思うんですよ。だから逆に、そこはそこで考えておってもらわんと、同じ部内にスポーツ振興課がありますから、そこは整合性という部分を考えていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○古賀地域振興部長

おっしゃるとおり、今回、人工芝を張ってサッカーをメーンにというような話をしておりまして、実際に市内とか県内の団体からも、使えるんですかというような問い合わせがあっております。そういったことを考えましても、合宿だけで全部を埋めるというのはなかなか難しいと思うんですね、稼働を全部合宿とセットでというのは。そういう場合には、いろんな大会にも利用できるというところで一つのグラウンドとして考えていきたいと思います。当然、それで足りるかどうかというのも全市的に考えて配置、それから活用を考えていきたいというふうに思っております。

○千綿委員

ちなみに、これが完成した暁には直営で管理されていくのか、それとも指定管理とか考えておられるのか、ちょっとそこを。もし今考えがあるのであれば教えてください。

○稲富スポーツ振興課長

まずは現状直営でしておりますので、これが完成した平成32年度からも直営を継続して やろうというふうに考えております。

○山下伸二委員長

富士山村広場の関係でほかにないですか。後で戻っても結構ですけども、後で議事録整理するときに区切ったほうがわかりやすいもんですから、それでは一旦富士山村広場から離れて、別のものについてどうぞ。

○千綿委員

これは6番の資料の33ページ、公民館の公衆無線LANの整備なんですか、これは箇所数は全部で何カ所ですか。

○村上公民館支援課長

農村環境改善センターを合わせますと全部で32基ありますけれども、そのうち富士の公

民館は既に別の事業で整備が終わっておりますので、残りの31になります。

○千綿委員

鍋島公民館を例に出すと、今でもついているんですが、公衆無線LANがつながらないんですね。スマホでアクセスすると、つながってもデータの読み込みが遅いんですけど、それが改善するということなんすかね。

○村上公民館支援課長

まずは、先ほど申し上げました場所の問題ですね。事務室にしか今機器を置いていませんので、ちょっと距離が出ると、その分電波が届かなくなるというのがまず1つ要因としてありますので、そこは今回、これで整備することによってその部分は解消できると思います。

もう一つ、速度が遅くなる要因としては、有害サイトフィルターを今かけているんですね。それをかけると、どうしてもやはり速度が落ちるということが言われていますので、その点に関しては、今後、公民館支援課のほうで集中管理用のソフトを導入しますので、状況によってはそのフィルターを解除したり、また設定し直したりという遠隔で操作もできるようにしますので、その辺で、速度の部分については幾らか解消はできるようになると思います。

○千綿委員

有害サイトをブロックするて、子どもたちが余り公民館を使わないじゃないですか、ある意味。大人も、それは使う人はおるかもしれんけれども、その有害サイトのブロックて要るんですか。

○村上公民館支援課長

導入した理由としては、やはり社会教育施設ということで導入をしている経緯がございます。ただ、委員がおっしゃるように、そもそもそういうものが公民館に必要かどうかという議論を我々もして、その結果、集中管理のソフトを入れて、現段階では、通常は解除しておこうと。何かのときに設定をするように、今と逆のパターンといいますか、通常は解除しておいて、必要なときにフィルターをかけるというような運用をしていきたいなというふうに考えております。

○千綿委員

もし皆さんが例えば20人ぐらい仮に集まったときに、全部が接続したときも、基本的に データ通信はできると理解していいですか。

○村上公民館支援課長

はい、可能だと考えています。

○千綿委員

何人ぐらいまでだとキャパとしては大丈夫なんですか。

○村上公民館支援課長

人数というよりも、その情報の量、それとそのタイミング、一斉に大きい情報を入手しようとすると、やっぱり人数の部分に影響してくると思いますので、一概に何人というところは私はお答えしかねるんですけれども。

○千綿委員

結局、災害のときにもという話になったじゃないですか。多分、災害のときとかは一斉に使うと思うんですよ。だから、そこはある程度想定しておかないと、例えば、注意事項として、動画をダウンロードすれば当然遅くなるのはわかりますよ。私もそこら辺はわかりますので、例えば、大体このぐらいの――やっぱりブラウザで検索をかけてやるでしょうから、基本的にそれの人たちが何人ぐらいつながるのかというのは目安で考えておかないと、もし災害時に一斉に検索かけたときに、何人がつながるのという話になるじゃないですか。

○村上公民館支援課長

その分についてはメーカー等に問い合わせをして、情報量をある程度設定してやって、 どれだけの人数が対応可能かというのは、確認した上で、避難場として開設した場合の注 意事項みたいなものを公民館に備えておいて、そういったものを掲示するとか、皆さん方 に周知するとかいうような方法で運用をしていきたいと思います。

○千綿委員

ソフトバンクなんかは、無料スポットを独自で開設しますよという話もあるじゃないですか。だから、キャリアごとに――3キャリアありますけれども、ほとんどが3キャリアで大体済みますよね。そういったところに、例えば1台平均30万円ぐらいかかるんですかね、1公民館、平均すると。

- ○山下伸二委員長 1公民館で幾らぐらいですか。
- ○千綿委員 約30万円ぐらい。
- ○村上公民館支援課長 約30万円ぐらい。

○千綿委員

だから、そうであるならば、例えば、ソフトバンクのキャリアにお願いして、これだけの――ソフトバンクだけはできますとかいろいろあると思うんですよ。ソフトバンクは結構融通きかせて、店舗とかはつけてくれることがあるんですよね。そういったことも含めて向こうのほうでやっていただければ、プラスアルファの台数がふえるじゃないですか。例えば、ソフトバンクはそっちのほうにつなげば大丈夫だし、そういったこともできるので、そこもキャリアとかに相談とかはされていないですよね、当然。

○村上公民館支援課長

今回の件に関しては、そこまではしておりません。

○千綿委員

だから、そこら辺も含めて、なるべくお金がかからないでできるのであれば、そういったことも含めて相談なりなんなりして、だめだった場合はしようがないですよね、当然。だから、そういうのもお金をかけなくてできることもありますので、そこを当たっていただいて、それでなおかつプラスになれば、その分つながる台数がふえますので、そこは考えていただければなと思います。

○山下伸二委員長

要望でよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

要望ですので、研究をお願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。

課長、1つだけいいですかね。先ほどの富士山村広場の管理については直営をやってい きたいということなんですけれども、人工芝の管理ができるノウハウを直営で持っている んですか、現段階で。

○稲富スポーツ振興課長

先ほど言いました芽を起こすぐらいの程度でしたら、私たち職員が……

○スポーツ振興課管理係長

先ほどメンテナンスのほうで御紹介したブラッシングの話ですけれども、それは専用の機械が必要になります。スポーツトラクターと言われる小さいトラクターのところの後ろにアタッチメントをつけて、それでグラウンドを走りながらならしていくというような作業です。

その機械については、既に高木瀬の健康運動センターに持ち合わせておりますので、そ ういったものを使って、うちの職員が直営で運転してメンテナンスを行うということは十 分可能であると思っております。

○山下伸二委員長

わかりました。

それでは、ほかに御質疑がないようでございますので、地域振興に関する議案審査を終 了いたします。

地域振興部の皆様は御退室いただいて結構でございます。委員の皆様はそのままお残り ください。

◎執行部退室

それでは、本日の審査に関して、現地視察の希望はございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

ないですね。よろしいですね。

それでは、現地施設はないということですので、以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次の委員会は12月17日月曜日、午前10時に開会をいたします。

本日の総務委員会は終了します。お疲れさまでした。